

「平成 12 年 6 月 1 日施行 改正建築基準法・施行令等の解説」講習会における質問と回答

(財) 日本建築センター
 (社) 日本建築士会連合会
 (社) 北海道建築士会
 (社) 宮城県建築士会
 (社) 石川県建築士会
 (社) 東京建築士会
 (社) 愛知建築士会
 (社) 大阪府建築士会
 (社) 香川県建築士会
 (社) 広島県建築士会
 (社) 福岡県建築士会
 (社) 沖縄県建築士会

第 1 章 構造強度関係の基準の見直し

質 問	回 答
<p>1. 講習会テキスト p.37 の「限界耐力計算」とは、日本建築学会出版の鉄筋コンクリート造建物の「靱性」保証型耐震設計指針・同解説中、p103～p104 の計算例 1. 梁、p104～p105 の計算例 2. の柱では「ひずみ」と「終局モーメント」を検証しているが、「許容応力度法」で計算算定した「断面」について「ひずみ」と「応力モーメント」、又は限界値を示す「終局モーメント」より小さいか、ほぼ同じ大きさか又は大きいかで検証して安全性を確認することを意味するのか？ また、施工性による強度発現は、掲上したテキストの他に「鉄筋コンクリート造建物の終局型耐震設計指針・同解説」を参照していただきたい。</p>	<p>1. 限界耐力計算は、建築物の存在期間中に 1 回以上遭遇する可能性の高い積雪、暴風等について、建築物が損傷しないこと。</p> <p>極めて稀に発生する大規模な積雪及び暴風に対して建築物が倒壊、崩壊などしないこと。</p> <p>建築物の存在期間中に 1 回以上遭遇する可能性の高い地震について、建築物の地上部分及び地下部分が損傷しないこと。</p> <p>極めて稀に発生する地震について、建築物の地上部分が倒壊、崩壊などしないこと。</p> <p>使用上の支障となる変形又は振動が無いこと。</p> <p>外装材等が構造耐力上安全であること。</p> <p>を確認するものである。それぞれの確認事項の具体的方法は、以下のとおりである。</p> <p>に対しては、建築物の部材に生じる応力度と許容応力度とを比較、 に対しては、崩壊機構を仮定した時に建築物に生じる力と、材料強度から算出した部材耐力とを比較する。既往の保有耐力計算に類似した計算である。 、 は既往の許容応力度等計算と同じである。</p> <p>検証方法がこれまでと大きく異なるのは 、 の地震に対する検証方法で、工学的基盤で規定された応答スペクトルを表層地盤の増幅特性、地盤 - 建築物の相互作用を考慮して求めた建築物基礎底面における応答スペクトルから建築物の応答値を求め、</p>

<p>2 . 講習会テキスト p40、41 の構造規定のフローについて、従来、いわゆる 1 次設計、2 次設計と分類していたが、今回の改正後もこの分類を続けるのか？</p> <p>3 . 限界耐力計算が導入され、許容応力度等計算との選択制となったが、RC造で、高さが31mを超えて、60m以下の規模であれば、許容応力度等計算でも可能と理解してよいのか？ またその時の剛性率や偏心率などの条件はあるか？</p> <p>4 . 限界耐力計算について、告示（案）と告示では特に低層建物の必要とされる保有水平耐力に大きな差が生じている。これらはどのような理由によるものか？</p> <p>5 . 安全限界層間変形角の適正値（1/40～1/60では安全限界耐力に大きな差を生じる）は、どのように考えればよいのか？</p> <p>6 . 限界耐力計算において、60mを超えると高次モードの影響から、適用が難しいとの説明があったが、それ以下の場合でも、塔状比が 4.0～6.0 の場合等も、この要件に当てはまらないのか？</p>	<p>それが材料及び部材断面の特性によって得られる損傷限界及び安全限界における各限界値を上回らないことを確認するものである。</p> <p>2 . 従来から慣用的に用いられてきたものであり、法令改正後の呼称については特に定めていない。</p> <p>3 . 許容応力度等計算でも可能である。剛性率、偏心率については、従来通りの扱いとなる。 また、限界耐力計算では、偏心する建物について、F_eにより耐力、変形の補正を行うこととしている。剛性率については、有効質量比、安全限界変位の確保、確認を含む崩壊形の確認を行うことでF_sによる補正は行わない。</p> <p>4 . これまでの許容応力度等計算では、設計用地震力は、標準せん断力係数C_0と振動特性係数R_tによりベースシア係数スペクトルの形式で規定されていたのに対し、限界耐力計算では、1自由度系の応答スペクトルの形式で規定されている。限界耐力計算によると、多層構造物のベースシアは応答スペクトルにより規定される設計用応答加速度に有効質量比$(M_u / \sum_{j=1}^N m_j)$を乗じた値となるが、低層構造物の場合、この値はこれまでの許容応力度等計算で求められる値よりもやや大きなものとなる。加速度応答スペクトルが一定の領域では、均一せん断棒の場合、有効質量比は0.816となるので、1自由度系の応答スペクトルはベースシア係数スペクトルを1/0.816倍したものと考えてよいが、低層構造物の場合には有効質量比が0.816倍より大きくなるので、結局、1自由度系の応答スペクトルから求めたベースシアは、これまでのベースシア係数スペクトルから求めた値よりも大きなものになる。 そこで、既往のベースシア係数スペクトルにより地震力を設定しても、これまで特に支障はなかったことも考慮し、既往の許容応力度等計算による場合と同等の設計用地震力が得られるように、p値により地震力を調整できるようにしている。</p> <p>5 . 設計者が適宜判断することであるが、大きな変形を許容（設定）する場合には、各部の変形の適合、$P -$ 効果を考慮に入れなければならない。</p> <p>6 . 塔状比が大きくなると、転倒モーメントに対する基礎の設計、隅柱の設計が重要となり、特に、変動軸力に対する部材（特に柱）の限界変形及び耐力の検証が大切である。また、曲げ変形が卓越するため、</p>
---	--

<p>7. ねじれに対する考慮は平 12 年建告第 1457 号に示された式の中で、どの式でなされるのか？</p> <p>8. 性能設計において、建築主とのコンセンサスは重要なファクターの 1 つだと思うが、「建築物の存在期間中に 1 回以上遭遇する可能性の高い地震」及び「極めて稀に発生する地震について……」とは、震度階でいうとどのレベルを想定しているのか明示してほしい。</p> <p>9. 限界耐力計算について、北九州市は東京都の指導指針に準じているが、20m を超えて偏心、剛性が N G の全層 R C 造や、31m を超え 61m 以下の全層 R C 造等の計算を「限界耐力計算」で行い検証すれば、国土交通大臣の認定は不要となるのか？</p> <p>10. 限界耐力計算について、本計算法は、構造設計者の工学的判断による適切な仮定やモデル化等により手計算で行ってもよいのか？ また、個人的に解析プログラムを作る場合、指針となるものはあるのか？</p> <p>11. 令第 82 条の 6 の第五号八の表中に「Bs_i 各階に生ずる……国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値」とあるが、平 12 年建告第 1457 号のどの部分がその基準なのか？</p> <p>12. 平 12 年建告第 1457 号の第 5 により Bs_i を計算しようとした場合、Ts、Mus の計算に Bs_i が必要となり、このままでは算定できない。 令第 82 条の 6 の第五号によれば「各階が保有水平耐力に相当する水平力とその他のこれに作用する力に耐えている時」の周期であり、加速度分布と解釈できるが、この場合、各層は、非線形領域にあることが予想され、告示第 1457 号の第 2 の bd_i を用いると、非線形の影響が考慮されず、令第 82 条の 6 の第五号に反するのではないか？</p> <p>13. 限界耐力計算の中で、講習会テキスト p60 イ「安</p>	<p>有効質量を適切に層のせん断設計に反映させる必要がある。これらは、限界変形、保有水平耐力の検証、有効質量の算定において注意することになる。</p> <p>7. 平 12 年建告第 1457 号においては、建築物のねじれは、第四で建築物の安全限界耐力を求めるために規定される各階の 1 階層せん断力係数換算値を算出する式で考慮される。</p> <p>8. それぞれ「震度 強」及び「震度 」程度のものを想定している。</p> <p>9. 令第 81 条の 2 に定める構造計算により構造耐力上の安全性を確かめる場合を除き、建築主事等による確認で差し支えない。</p> <p>10. 可能である。 限界耐力計算については、設計例をもとにした解説書を出版の予定なので参考にされたい。</p> <p>11. 平 12 年建告第 1457 号 第 5 がその基準である。</p> <p>12. Bs_i の数値は実質的には A_i 分布となる。告示の規定（5 F 以下、均質かつ整形）に合致しない場合は収束計算を行う。 第 2 の bd_i ではなく塑性変形をもととして変形分布から新たに各種の数値を読みかえて計算しなおすことが必要である。</p> <p>13. 「(仮称)2001 年版 限界耐力計算法の計算例と</p>
--	---

<p>全限界変位」の計算方法（国土交通大臣が定める方法）に関して、具体的に説明してほしい。</p>	<p>その解説」を作成する予定である。</p>
<p>14. 限界耐力計算において、各層の保有水平耐力を求める際に、ラーメン構造の柱について、上階からの軸力は考慮しなくてもよいのか？</p>	<p>14. 軸力については、安全限界変形の算出時に考慮されることとなる。</p>
<p>15. 講習会テキスト p56 ~ p57 の外装材が層間変位（1/200）により許容応力を超えないとあるが、カーテンウォールやサッシ窓類はどうなるのか？従来、昭46年建告第109号で1/150の層間変位で脱落しないことになっていたと思うが、外装材に含まれないのか？</p>	<p>15. 含まれる。</p>
<p>16. 限界耐力計算で、建物を一質点系モデルに置き換えているが、この時の有効質量及び有効固有周期について、参考となる文献を教えてください。</p>	<p>16. 以下の文献が参考となると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最新耐震構造解析（森北出版）」柴田明德著 ・「工学的基盤の加速度応答スペクトルを用いた建築物の耐震性能評価（その6）」倉本洋他5名、日本建築学会大会梗概集、1999年9月、p1135 ~ 1136
<p>17. 限界耐力計算によって、設計がより自由になるとのことだが、具体的に例をあげてほしい（仕様規定以外で）。</p>	<p>17. 剛性率、偏心率について適用を受けない（構造計算の内部で適切に考慮）。</p>
<p>18. 限界耐力設計における60m以下以外の仮定については？</p>	<p>18. 「60m以下以外」のものは、即ち60mを超えるものは、令第81条の2に定める構造計算により時刻歴応答計算となる。なお、具体的な限界耐力計算における仮定は「（仮称）2001年版 限界耐力計算法の計算例とその解説」に記載予定である。</p>
<p>19. 木造3階建て等、比較的剛性の小さい建物の振動に対する（風圧力に対して）規制はないか？</p>	<p>19. 令第82条の2（層間変形角）又は令第82条の6の第三号が相当する。</p>
<p>20. 木造建築物でも限界耐力計算が可能か？（現在の木造構造計算レベルでは、接合部の変形能力と破壊性状等を計算できないのではないか？）</p>	<p>20. 限界耐力計算で可能であるが、すべて計算のみで荷重 - 変形関係を求めることは不可能、又は危険であるので、部材や接合部等の実験データが必要となる。</p>
<p>21. 平12年建告第1459号の第2の建築物の使用上の支障が起こらないことを確認する方法に関して、「ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合においては、当該数値を用いることができる。」とあるが、この載荷試験の方法はどのような形でもよいか？（第1の条件式を満たさない場合の実験でなければならないか？）</p>	<p>21. 実況を反映したもの、又は合理的に推定可能なものとする。実際に使用する状況を模擬した境界条件により、十分たわみが進行するまで載荷を行い判断することになる。</p>
<p>22. 「建築物の使用上の支障が起こらないことを確か</p>	<p>22. よい。</p>

める必要がある場合及びその確認方法を定める件」
(平 12 年建告第 1459 号)について、「 l_x : 床版
の短辺方向の有効長さ」とは、内法寸法と考えてよ
いか? また「 l : はりの有効長さ」とは、芯寸法
と考えてよいか?

23 . 平 12 年建告第 1459 号「 t : 床版の厚さ」におい
て、中空スラブ(現場打ち)による場合や、勾配の
ついた片持スラブの場合は、断面 2 次モーメントの
平均値より求めた t としてよいか?

24 . 講習会テキスト p69 床版(鉄筋コンクリート)が、
アンボンドケーブル配線によるもの、ポイド等によ
る特殊床版の場合、 $t / l_x > 1 / 30$ の扱いはどう考
えるのか? また、変形増大係数による変形が 250
 $\times 16 = 4000$ 以下も適用されるのか?

25 . 多雪区域における積雪荷重の算定における係数
(0.35 及び 0.7)の意味について教えてほしい。長
期については、許容応力度の割増が規定されたの
で、重複するのではないかと思われるがいかがか。

26 . 令第 82 条表中、短期に生ずる力、暴風時、多雪
区域における場合、 $G + P + W$ と $G + P + 0.35 S +$
 W との 2 種が表示されている。 W が同じであれば、
常に後者の方が前者より大きいように思う。それぞ
れの W についての規定はどこにあるのか?

27 . 講習会テキスト p69 たわみの規定、 $1 / 250$ 以下
は積雪時(短期)の場合も適用されるのか?

28 . 平 12 年告示第 1454 号の風力係数において、板状
建築物の風力係数はないのか?(旧施行令では C_0
 $= 1.2$)

29 . 令第 82 条の 5 屋根ふき材等の構造計算に関する
件について、平 12 年建告第 1458 号に帳壁の負のピ
ーク外圧係数の部位として矩形の建物の例示があ
るが、例えば円形の建物や塀状の建物では帳壁の場
合の風力係数はどのようにもとめたらよいか?

23 . 中空スラブについては、設計においてたわみを計
算する際の I もしくは t を用いるべきである。片持
ちスラブについては固定端での t をとってよい。

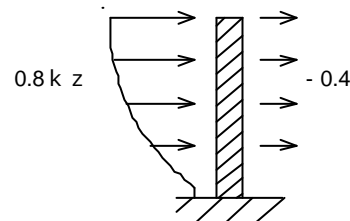
24 . 通常の(いわゆる)RC と異なるものについては、
基本的に計算で確認する。

25 . 係数の 0.7 は積雪期間内の荷重の変動を考慮して
その間の平均的な値を与えるための係数であり、
0.35 は風圧力や地震力が主たる荷重である場合に、
稀に起こる積雪ではなく平均的な積雪荷重を与え
るための係数である。木材の許容応力度の割増しは
材料の性質を示しており、両者は独立である。

26 . W については令第 87 条にある。浮き上がりを考
慮した荷重組合せである。

27 . 常時荷重を規定している。

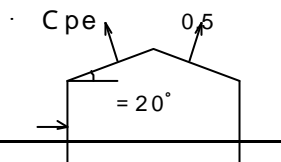
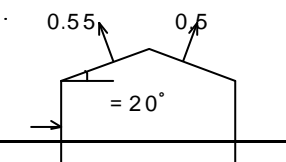
28 . 風上面の $0.8k_z$ と風下面の -0.4 を用いて計算さ
れたい。



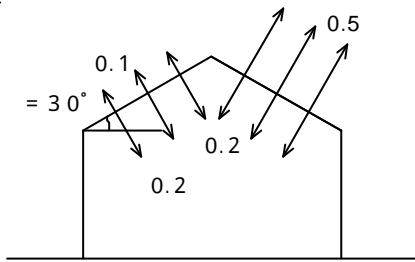
29 . 告示に示されていないものは、基本的に実験によ
り定めることとなる。

<p>30．平 12 年 建告第 1458 号について、この計算は、在来木造以外の 2 × 4 工法及びプレハブ住宅等においては必ず必要となるのか？</p>	<p>30．高さ 13m を超える建築物であれば必要となる。</p>
<p>31．平 12 年 建告第 1458 号における切妻屋根他の外圧係数 C_{pe} の取扱いについて、正の係数、負の係数が併記されているが、具体的に設計する場合は、両方にて計算する必要があるのか？</p>	<p>31．両方実施することとなる（風のばたつき等、複数のケースを考慮する必要があるため）。</p>
<p>32．令第 86 条第 3 項の垂直積雪量に関する件について、平 12 年 建告第 1455 号に基づいて特定行政庁が定めるとあり、講習会にてほぼ特定行政庁が積雪量を定め終わったとの説明があったが、どこでこの全国の積雪量の一覧表が入手できるのか？</p>	<p>32．一覧表は現時点ではない。個別に各特定行政庁に確認されたい。</p>
<p>33．積雪荷重について、屋根の勾配による積雪深の低減方法を ISO4355 に整合化した、とあるが、勾配低減出来る屋根材料の制限はないのか？</p>	<p>33．材料については、行政庁がそれぞれで規則で制限する場合がある。</p>
<p>34．積雪時、スパンが大きい場合、片側積雪を考慮する必要があるか？</p>	<p>34．積雪量が不均等になるおそれがある場合、令第 86 条第 5 項に基づき、考慮することが望ましい。</p>
<p>35．平 12 年 建告第 1455 号 多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件で $d = \cdot l_s + \cdot r_s +$ の式のうち、\cdot、\cdot、R は別表に記載があるが、l_s（区域の標準的な標高）と r_s（区域の標準的な海率）は記載されていない。l_s と r_s はどこに記載されているのか？</p>	<p>35．本基準に基づき、具体的数値については特定行政庁が定めることとなる。</p>
<p>36．令第 87 条の V_0 の値については、国土交通大臣が定める風速（m/s）となっているが「枠組壁工法建築物構造計算指針（1998 年）」においても V_0 の値が示されている。これを比較すると、前者では全県下で数値を一本としているケースがあるが、後者では県内でも区分を行い、数値としては法令より上回っている場合がある。同じ地域で使い分けをすることになるのか？</p>	<p>36．法令によって示した数値を用いることとなる。</p>
<p>37．基準風速（V_0）は最大瞬間風速と関連づけられて設定されているのか？</p>	<p>37．基準風速は、ひらけた平坦地における 10 分間平均風速の 50 年再現期待値に概ね対応しているものである。</p>
<p>38．平 12 年 建告第 1454 号により、地方の区分に応じて風速 V_0 が定められたことから、令第 46 条第 4 項</p>	<p>38．令第 46 条第 4 項は構造計算を要しない建物に対する最低限の規定として設けられているものであ</p>

<p>表三の「見付面積に乗ずる数値」も、この地方の区分、さらには地表面粗度区分に応じた数値が定められるべきではないか？</p>	<p>る。</p>
<p>39. 風力係数について、昭 46 年建告第 109 号、平 3 年建告第 86 号における扱いは、そのまま残っているか？</p>	<p>39. 廃止されている。</p>
<p>40. 風力係数について、複雑な形状の建物の場合、今回設定された風力係数だけでは限界があると思われる。また、風洞実験も大がかりな設備が必要になる。流体解析プログラムなどでのシミュレーションによるデータも建築主事が受け付けてくれるようにしてほしい。</p>	<p>40. 現状のシミュレーションによる風力係数には信頼性がないため、風洞試験によることとした。</p>
<p>41. 風力係数について、(+), (-)の風力係数はそれぞれ組み合わせて、数パターンの解析が必要となることだが、明らかに安全側の場合は設計者の判断で省略してもよいか？</p>	<p>41. 建築主事の判断となる。</p>
<p>42. 平 12 年建告第 1454 号の風力係数について、表五における閉鎖型建築物の内圧係数が 0 及び - 0.2 とあるが、どういうケースが 0 に該当し、どういうケースが - 0.2 に該当するのか具体的に示してほしい。</p>	<p>42. 建物形状、表面の隙間分布と風向との関係及び他の荷重との組合せなどによる。</p>
<p>43. 同上において、算定は 0 及び - 0.2 による両方の算定を必ず行わなければならないのか？ 危険側となる算定の場合だけでよいのか？</p>	<p>43. 原則両方行う。</p>
<p>44. 平 12 年建告第 1454 号第 1 の 2 「局地的な地形や地物の影響により.....は、その影響を考慮しなければならない。」とはどのような場合のことか？</p>	<p>44. 斜面、丘の上等の場合である。</p>
<p>45. 風荷重について、特定行政庁による粗度区分 ~ の線引きは既に終了しているのか？ また、文書等で明文化され、入手できるようになっているのか？ なっていない場合はどうするのか？</p>	<p>45. 建築主事が判断することとなる。</p>
<p>46. 風圧力の地表面粗度区分について、山頂もしくは崖の上のような場合、どう考えればよいか？</p>	<p>46. 山頂等は、局地的な地形の影響として考慮する。</p>
<p>47. 平 12 年建告第 1454 号の外圧係数 C_{pe} の計算について(屋根面)教えてほしい。下図の場合、$C_{pe} = (0.1 - 0.65) + 0.5 = 0.05$ でよいか？</p>	<p>47. 風上側 C_{pe} は +0.1 及び - 0.65 の 2 通りを考える。</p>



48. 風圧力について（平12年建告第1454号）
切妻屋根面、片流れ屋根面、及びのこぎり屋根面の
Cpe、正の係数負の係数を用いた計算の仕方
（例）木造3階建住宅を想定し、屋根勾配30°とする。



風上面のCpeは正の値0.2、負の値-0.3なので
合計 $0.2 - 0.3 = -0.1$ 、Cpiの図としては上図で正しいか？

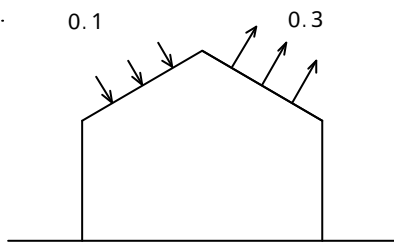
さらに、Cpiについて-0.2の場合、風上面での
風力係数は、

$$Cf = Cpe - Cpi = -0.1 - (-0.2) = 0.1$$

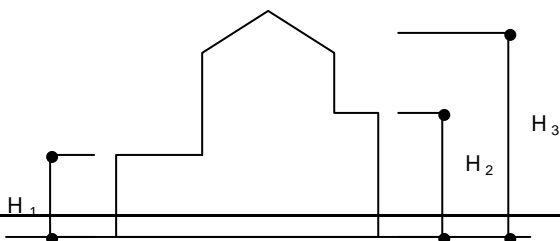
風下面では、

$$Cf = Cpe - Cpi = -0.5 - (-0.2) = -0.3$$

以上のような計算で正しいか？



49. 令第87条第2、第4項より、平12年告示第1454
号の改正法の速度圧について、一つの基準高さで
速度圧を考えるのか？ 立面的、平面的に形状が違
うものはどう扱うのか？ 例えば下図のような場合、
部分ごとに基準高さを設定して速度圧を考えるの
か？



48. 風上側のCpeは0.2と-0.3の2ケースを想定す
る。

Cpiも0と-0.2の2ケースを想定する。

よって風上側の風力係数Cfは、

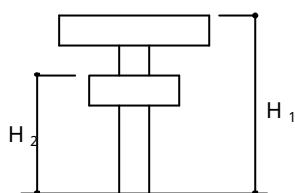
$$0.2 - 0 = 0.2, \quad 0.2 - (-0.2) = 0.4,$$

$$-0.3 - 0 = -0.3, \quad -0.3 - (-0.2) = -0.1$$

の4ケースとなる。

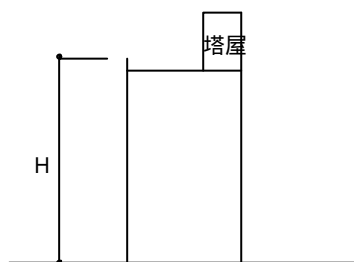
49. 原則一つの基準高さである。(H₃である。)

50. 下図の広告塔のように看板が2つあるとき、それぞれの看板に速度圧を設けてよいか？ また、風力係数について、改正法では板状のものがなくなったが、前質問のように H_1 、 H_2 で設計してよいか？



50. H_1 を基準高さとして採る。
風力係数は閉鎖型建築物の風上面、風下面の C_{pe} により設定できる。

50. 風荷重について、パラペットや塔屋のEを算定するためのHは、建物と同様に下図のHでよいか？

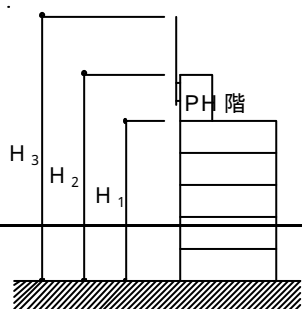


50. 塔屋部分については塔屋面積が本体に比べて十分小さい場合はH、そうでない場合は塔屋の高さを用いることとなる。

51. 前問の塔屋のある場合等の風圧力は、平12年建告第1454号により算定するのか？ 基本的に、建物全体への風荷重は建告第1454号、局部的には平12年建告第1458号と考えるが、その場合、塔屋の設計に際しては、建告第1458号によるのが妥当のように思われるが？

51. 風圧力は平12年建告第1454号により算定する。
構造骨組に関しては平12年建告第1454号、外装材は、平12年建告第1458号である。

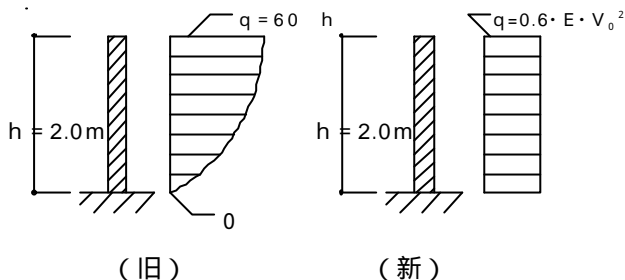
52. 令第87条、風圧力のH：建築物の高さと軒の高さとの平均について、下図のような建築物のPH階より突出している広告塔等の風圧力を算定する時、H高さは次のどれを用いるべきか？
 H_2 、 H_3 、 $(H_2+H_3)/2$



52. 広告物が建築物本体に比べて十分小さい場合は、 H_2 、更にPH階が建築物本体に比べて十分小さい場合は H_1 、いずれでもない場合は H_3 である。

53. 補強コンクリートブロック造の塀の風圧力について

て



(旧) $q = 60 \sqrt{2.0} = 84.8 \text{kg/m}^2 = 832 \text{N/m}^2$

(新) $q = 0.6 \times E \times V_0^2$

地表面粗度区分

$V_0 = 32 \text{m/s}$

$E_r = 1.7 \times (5/450)^{0.2} = 0.691$

$E = E_r^2 \cdot G_5 = 0.691^2 \times 2.5 = 1.193$

$q = 0.6 \times 1.193 \times 32^2 = 733 \text{N/m}^2$

以上のようになる。地表面との摩擦により、風速が低減するので、風圧力を低減することはできないか？（旧基準より風圧力は1.5倍程度増加する。）

54. 地震力を統計的に扱うことは難しいと考えられるが、風や積雪で行った再現期間という指標で表せないか？ 今後、施主など一般の人々に説明をする場合に、やや不明確となってしまうのではないかと思う。

55. 積雪荷重がS I単位系になったと聞いたが、今回明示がないが、どこに掲載されているのか？

56. 平12年建告第1452号に定められている等級区分の取扱いについて、告示では木材の種類及び品質に応じて第1～第6までの各等級区分が示されているが、どのように使い分けたらよいか？

57. 木材の基準強度で、第6の無等級材の取扱いはどうなるのか？ 第1(JAS目視等級)の基準と比較すれば、無等級材の方が基準強度が大きくなる場合がある。

53. できない。

54. 現在のところ、再現期間によって荷重レベルを表すことは考えていない。

55. 講習会テキストには掲載されていないが、「講習会テキスト 改正建築基準法令集」、官報等には掲載済である。

56. 実際に使われる木材の規格による。接合部の許容耐力は学会規準を参考とされたい。

57. 仕様規定と照らして適当な品質の木材を使用することとなる。第1～第5はその品質の妥当性をJASによっている。

<p>58．木材のヤング係数、めり込みはどう変わったのか？</p>	<p>58．ヤング係数については従前通り規定はない。 めり込みの基準強度は昭55年建告第1799号を改正の予定である。</p>
<p>59．木構造建築物のクリープについて、たわみの算定方法として、普通構造材以外の規定はあるか？</p>	<p>59．平12年建告第1459号に定める変形増大係数は、実験によらない場合は、木材の種類によらず表に規定する値を適用されたい。</p>
<p>60．木質構造物において、限界耐力計算、多雪地域1.4Sの場合、たわみ（クリープ）の取扱いはどうなるのか？</p>	<p>60．たわみは常時荷重の場合なので、1.4Sの考慮は必要ない。</p>
<p>61．令第89条関連には、木材のF値が設定されている（平12年建告第1452号）が、構造用集成材、構造用単板積層材などのF値の設定はどの項目を見るか教えてほしい。</p>	<p>61．LVL等については、必要なものを昭55年建告第1799号の改正時に規定する予定である。</p>
<p>62．木材の許容応力度及び材料強度の見直しについて甲種構造材と乙種構造材との比較、又は違い、等級の違い（1級、2級、3級、E70～E150）はどうなるのか？</p>	<p>60．JASを参照されたい。</p>
<p>63．木材強度に掲げられた樹種以外の強度は何を基準とするのか？</p>	<p>63．許容応力度等計算、限界耐力計算については告示に規定する樹種のみ使用可である。令第81条の2（時刻歴応答計算）ではその制限はない。</p>
<p>64．鋼材（鉄筋も含む）の基準強度について、SN400、SN490、SN295、SN345 それぞれの基準強度を数値で示してほしい。また、従来はJIS製品を使用する場合、基準強度を1.1倍できたが、これからは1.1倍できないのか？</p>	<p>64．平12年建告第2464号を参照されたい。</p>
<p>65．令第90条の表一、又は表二に記載のあるFを定める告示（昭55年建告示第1794号）は改正されているのか？</p>	<p>65．平成12年12月に、平12年建告第2464号が施行された。なお、これに伴い、昭55年建告示第1794号は廃止されている。</p>
<p>66．講習会テキストp117、p166、ステンレス鋼と炭素鋼を混用してもよいか？</p>	<p>66．よい。</p>
<p>67．講習会テキストp117、p166、ステンレス鋼の柱に炭素鋼のはりを溶接してもよいか？</p>	<p>67．溶接できるが、溶接材料などに注意を要する。 溶接材料はYF309を用いるのがよい。また、高力ボルト摩擦接合の場合、炭素鋼側を赤さび面とすると、接触しているステンレス鋼側に「もらいさび」が出るので要注意である。別の摩擦面処理とするのがよい。</p>
<p>68．材料強度において、学会規準とRC規準とで異なるものがあるが、設計に際してはいずれかの弱い方を採用すべきか？</p>	<p>68．基本的に告示の値を採用することとなるが、その値より安全側の値であれば、学会式を用いても差し支えない。</p>

69. 令第91条、第97条及び平12年建告第1450号で、コンクリートの付着に関する規定があるが、鉄骨（鋼管等）に対する付着力はどのように取り扱ったらいいか？

70. 地盤の許容応力度について、その地盤において得られたボーリングデータなどによって、学会式を用いて地盤の許容応力度を算定すると、短期が長期の2倍になることはない。実際に短期荷重だからといって、長期の2倍まで支持出来る地盤もないと思う。現実1.2～1.3倍程度ではないか。

71. 建築物の基礎の構造について、今回の規定により地耐力によって基礎の形状が定められているが、確認申請時に、土地の地耐力調査報告書及び基礎の設計図も添付して審査されるのか？

72. 地耐力不足のため、地盤改良を要する場合、改良結果がなければ確認はおりないのか？ 戸建住宅の建替の場合、確認がおり、建築可能になってからでないと取壊しができないため、改良工事もできないという矛盾が生じる可能性がある。

73. 令第38条及び平12年建告第1347号の基礎の件で、スウェーデンサンディング方式による調査で、例えば、表層土は硬い地盤だが1m以深に軟弱地盤があるような場合、告示での地盤の長期に生じる力に対する許容応力度は具体的にどの部分をいうのか？

74. 同上で、支持層がどの程度あれば、木造3階建て構造を支持するのに充分か？

75. 地盤改良について（平12年建告第1347号）、地盤改良は、従来建築物には原則不可とされ、行政認定工法のみ可とされていたが、告示の地盤改良とはどのようなものを指すのか？

69. 令第91条より、長期 0.7N/mm^2 が見込めるが、実際には学会SRC規準で、長期で $0.1\sim 0.15\text{N/mm}^2$ に低減されることとなっている。

70. 地盤の許容応力度に関しては、昭46年建告第111号に示された方法によって評価することが基本であり、通常の場合は短期許容応力度は長期許容応力度の2倍とすることができる。令第93条の別表を用いる場合は、基礎から地盤に作用する荷重の影響範囲を考慮したうえで深度方向の土質を評価することが必要であり、これが適切でないと許容応力度を適切に評価することができない。また、砂質土において液状化のおそれのある場合は、地震時に地盤沈下などが生じる可能性があるため、短期許容応力度を長期許容応力度の2倍とすることはできない。

71. 貴見のとおり。

72. 地盤改良を行うことを前提として基礎の設計を行うためには、地盤の許容応力度が必要である。施工後に改良効果を試験等により調査し、設計で想定した効果が得られていない場合は再計算を行い、確認の変更が必要である。

73. ご指摘のとおり、深部が軟弱な場合は極く表層が固くても支持地盤としては不適切になることがある。地盤の許容応力度を求めるために地盤調査や平板載荷試験を実施する場合は、基礎の大きさや地層構成などを考慮して、地盤調査の方法や地盤の許容応力度の評価方法を検討することが重要である。

74. 支持層の厚さをどの程度確保すればよいかといった問題は、基礎の配置・形状、支持層の硬さ、支持層以深の地盤状況などを総合して判断するべきものである。

75. 認定は要しない。自然地盤であれ改良地盤であれ、告示第111号に示された地盤調査方法を適切に用いることにより、地盤の許容応力度を評価することができる。改良に使用する材料が特殊で、改良効果の持続性や改良部分の耐久性が判断できない場合、特別な検討を要することもあると考えられるが、現在

<p>76. 令第 38 条基礎について、鉄骨造等の建物で多く用いられる独立基礎についてはどのように考えているのか？</p> <p>77. 平 12 年建告第 1347 号第 1 の 3 項でべた基礎の定めがあるが、特に三号では、基礎の底盤の厚さは 12cm 以上とし、かつ凍結……とある。これはべた基礎として正しいのか？ 構造計算をすれば、底盤の厚さは 15cm 以上と結果がでるだろうし、鉄筋のかぶりを考えても 12cm では無理があるのではないか？</p> <p>78. 講習会テキスト p132 に図解されているべた基礎の配筋はダブルとなっているが、告示では読み取れない。また、補強筋についてフックが必要か言明してほしい。(住宅程度の基礎でフックをつけている施工現場は皆無である。)</p> <p>79. べた基礎の場合の図で、底盤の補強筋が 9-@300 以下となっているが、学会規準では床版の配筋は短辺@200 以下だったと思うが、一般の床版でないと考えてよいか？</p> <p>80. 告示の内容より配筋量を増やしたり、厚みを増す場合でも構造計算を行わなければならないのか？</p> <p>81. 布基礎の根入れ深さについて(平 12 年建告第 1347 号第 1 第 4 項第一号) 24cm と決めた根拠はなにか？ また、該当部位は内部間仕切壁下の基礎も含まれるか？</p> <p>82. 基礎の根入れ深さの判断の中で、凍結深度よりも深いものとするところとあるが、明確な判断基準がなく判断に戸惑っている。目安として役所から提示された資料はアスファルト舗装のものであり、何十年前の資料なのかわからない。確認申請業務をしている現場においては、その都度役所の担当レベルの判断に振り回されている。県単位の凍結深度を判断できるものはないのか？</p>	<p>一般的に使用されているセメント系固化材を用いた改良地盤の場合は、「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」(編集協力：建築研究所、発行：日本建築センター、1997)に改良後の地盤の許容応力度の評価方法や改良効果を確認するための品質検査方法が示されているので、これによることが可能である。</p> <p>76. 平成 12 年建告第 1347 号第 2 の構造計算によれば使用可能である。</p> <p>77. 構造計算を行わない場合の最低限のものを示しているものである。</p> <p>78. 告示に規定しているとおり、9-@300 である。ただし必要に応じて構造計算によって必要な配筋量を求めることが望ましい。</p> <p>79. 告示では、300 mm 以下と規定しているので、学会規準における規定も基本的に告示の規定を満たすものである。</p> <p>80. 告示に適合するものであれば不要である。(告示においては「以上」として表現されている。)</p> <p>81. 地表面の不陸、ごく表層地盤に含まれる不純物の排除、雨水の浸入等による地盤の力学的特性の変化、設計施工の現状などを考慮して規定したものである。また、内部であっても、基礎として用いる場合は含まれる。</p> <p>82. 凍結深度に関しては、当該地域・当該敷地の実況による。</p>
---	--

- | | |
|--|---|
| <p>83 . 平 12 年 建 告 第 1347 号 第 1 第 3 項 第 三 号 べ た 基 礎 立 上 り 地 上 部 分 30cm 以 上 に つ い て 、 第 2 第 二 号 自 重 に よ る 沈 下 を 確 か め る た め に は 、 通 常 地 耐 力 の 調 査 で 使 わ れ て い る ス ウ ェ ー デ ン サ ウ ン デ ィ ン グ や 平 板 載 荷 試 験 で は 無 理 だ と 思 う 。 土 質 試 験 で 圧 密 沈 下 す る 可 能 性 が あ る か 調 べ る 必 要 が あ る と 思 う が 、 地 下 1 F (R C) 地 上 2 ~ 3 F (木 造) 程 度 の 建 物 で は 通 常 行 わ れ ない (費 用 の 面 で) 。 結 局 、 仕 様 規 定 第 1 第 3 項 三 に 従 い 30cm に す る 設 計 が ほ と ん ど で あ る 。 地 下 が あ る 場 合 は 法 文 か ら は こ の 規 定 が か か る こ と は 読 み に く い が 、 主 旨 を 考 え る と 必 要 に も 思 わ れ る 。 部 分 地 下 が あ る 場 合 も 悩 む の だ が 、 法 文 規 定 の 主 旨 と と も に 回 答 が ほ し い 。</p> | <p>83 . 地 下 階 を 有 す る 場 合 は 構 造 計 算 を 行 う こ と と な る た め 、 平 12 年 建 告 第 1347 号 第 2 の 構 造 計 算 と 併 せ て 立 上 り 規 定 は 適 用 さ れ ない 。</p> |
| <p>84 . 平 12 年 建 告 第 1347 号 の 第 2 第 二 号 に つ い て 、 「 建 築 物 の 部 分 に 有 害 な 損 傷 、 変 形 及 び 沈 下 が 生 じ ない こ と を 確 か め る こ と 」 と あ る が 、 そ の 具 体 的 な 方 法 は あ る の か ? ま た 、 確 認 申 請 時 に 建 築 主 事 は ど の よ う に 検 証 す る の か ?</p> | <p>84 . 戸 建 住 宅 な ど を 対 象 と し た 場 合 は 、 敷 地 調 査 に 基 づ い て 敷 地 の 安 定 性 な ど を 検 討 す る こ と が ま ず 基 本 で あ り 、 敷 地 が 不 安 定 と 判 断 さ れ る よ う な 場 合 は 地 盤 調 査 結 果 な ど に 基 づ い て 圧 密 沈 下 な ど の 影 響 を 評 価 し 、 構 造 種 別 や 建 物 用 途 な ど に 応 じ た 検 討 が 必 要 で あ る 。 一 般 的 な 技 術 資 料 等 に 基 づ い て 許 容 沈 下 量 を 設 定 し 、 想 定 す る 沈 下 量 が 許 容 値 以 下 で あ る こ と の 確 認 を 、 沈 下 に 対 す る 構 造 計 算 と み な す こ と も 可 能 で あ る 。</p> |
| <p>85 . 鋼 管 杭 を 使 用 す る 場 合 、 $t = 6\text{mm}$ (厚) か つ 長 さ の $1/100$ 以 上 の 厚 さ と あ る が 、 計 算 に よ り 座 屈 に 対 し て 安 全 で あ れ ば 、 $t = 6\text{mm}$ 以 下 で も よ い か ?</p> | <p>85 . よ い 。 鋼 管 杭 と し て 使 用 す る 場 合 に あ っ て 、 平 12 年 建 告 第 1347 号 第 1 の 規 定 を 満 足 し ない 場 合 は 、 第 2 の 計 算 に よ っ て 安 全 性 を 確 か め る こ と が 必 要 で あ る 。</p> |
| <p>86 . 「 鋼 管 杭 と す る 場 合 に あ っ て は 、 杭 の 肉 厚 は 6mm 以 上 と し 、 か つ 、 杭 の 直 径 の $1/100$ 以 上 と す る こ と 」 の 解 釈 に つ い て 、 一 般 に 戸 建 住 宅 の 場 合 、 日 本 工 業 規 格 が 規 定 し て い る 鋼 管 杭 (JIS A 5525) (318.5mm 以 上) で は な く 、 一 般 構 造 用 炭 素 鋼 鋼 管 (JIS G 3444) ($101.6 \sim 165.2\text{mm}$) を 鋼 管 杭 と 見 な し て 用 い て い る 。 こ の 場 合 も 肉 厚 は 6mm 以 上 と す る 必 要 が あ る の か ? 6mm 以 上 と す る と 、 101.6 、 114.3 は 使 え な く な る が 。</p> | <p>86 . 地 盤 改 良 と 考 え て 使 用 可 で あ る 。 (た だ し 、 地 耐 力 の 確 認 を 要 す る 。)</p> |
| <p>87 . 平 12 年 建 告 第 1347 号 の 「 建 築 物 の 基 礎 の 構 造 方 法 及 び 構 造 計 算 の 基 準 を 定 め る 件 」 に つ い て 、 第 1</p> | <p>87 . 同 等 以 上 の 支 持 力 と は 、 杭 材 の 構 造 耐 力 や 地 盤 か ら 決 ま る 支 持 力 の 双 方 か ら 評 価 す る こ と が 必 要 で</p> |

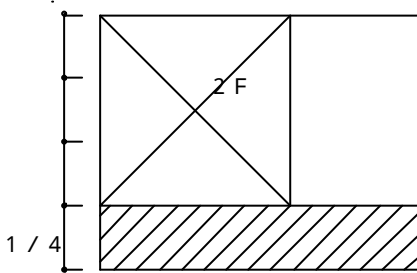
<p>第2項第三号の、「これらと同等以上の支持力を有するもの」とは何を想定しているのか？ また、場所打ちコンクリート杭の工法に関する規定はないのか？</p>	<p>あり、昭46年建告第111号に規定した内容が参考になる。また、場所打ちコンクリート杭の工法は昭46年建告第111号による。</p>
<p>88. 上記に関連して、柱状改良等の地盤改良工法の取り扱いはどうなるのか？</p>	<p>88. 昭46年建告第111号を改正する予定である。</p>
<p>89. 平12年建告第1347号の杭に関して、湿式・乾式改良杭（摩擦杭を含む）は基準法上の杭として認められないのか？</p>	<p>89. 質問の杭の各部が一種の固化剤と土との混合体のみの場合は、平12年建告第1347号第1で規定する基礎杭と見なすことができない。この場合は、地盤改良としての扱いとなり、昭46年建告第111号によって支持力や改良体の許容応力度を地盤調査の結果に基づいて評価することとなる。</p>
<p>90. 平12年建告第1347号の建築物の基礎の構造方法は、構造計算の必要のないプレハブ鉄骨物置などの簡易な鉄骨造なども対象となるが、基礎の制限としては厳しいのではないのか？</p>	<p>90. 全ての建築物が対象であるが、構造計算により適用を除外できる。</p>
<p>91. 講習会テキストp146、表一において、厚さ9cm以上で幅9cmの筋かいを用いたものは、どこの項に該当するのか？</p>	<p>91. 「厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かい」を入れた軸組の接合方法によるか、ただし書の規定に基づき、講習会テキストの計算式等を用いた方法によらねたい。</p>
<p>92. 講習会テキストp150の「軸組端部の柱」とは筋かい端部ととりあう柱と解釈してよいのか？</p>	<p>92. よい（筋かいを入れた軸組の場合）。</p>
<p>93. 講習会テキストp146表一～三は、2階建て、3階建てとともに同じ適用となるか？</p>	<p>93. 3階建ては構造計算による。</p>
<p>94. 講習会テキストp146表一における、厚さ3cm以上幅9cm以上の筋かいをタテ掛けに入れた場合、出隅の柱はホールダウン金物を使用しなければならないことになるのか？</p>	<p>94. 第二号ただし書に基づき、講習会テキストの計算式を用いるなど、別途確認されればこの限りではない。</p>
<p>95. 講習会テキストp151ホールダウン金物取り付け部と筋かい取り合いの方法の例示はないのか？</p>	<p>95. (財)日本住宅・木材技術センターの出版物を参考にされたい。</p>
<p>96. 平12年建告第1460号第一号八によると、厚さ3cm以上、幅9cm以上の木材に長さ6.5cmの太め鉄丸釘を平打ちすることとなっているが、これをすると釘が筋かいを突き抜けてしまい、危ないと思うが。</p>	<p>96. 現在のZマーク金物の仕様に従っている。くぎ先端は打った後で折り曲げても可である。</p>
<p>97. 平12年建告第1460号表三の(と)(ち)(り)欄では、(へ)欄と異なり、鋼板添え板と横架材との緊結に関し、「土台を除く」と規定している。よって(と)(ち)(り)欄の接合方法は、鋼板添え板と基礎とを直接アンカーボルトで緊結する方法しか認めら</p>	<p>97. 土台に座金付きボルトで緊結した場合には、土台の曲げやせん断が厳しくなるので、(と)(ち)(り)欄では直接基礎とアンカーボルトで緊結することとしている。第二号ただし書に基づき、計算により安全が確認されればこの限りではない。</p>

<p>れないのか？ (へ)欄の接合方法のように、鋼板添え板を座金付きボルトで土台に緊結する方法は認められないと解してよいか？ (講習会テキスト p 151、p 152 を参照)</p>	
<p>98 . 外装材の構造計算に関して、高さ 13m 以下の建築物の取り扱いとその根拠は？</p>	<p>98 . 13m 以下の建築物における外装材の構造計算については規定していないが、検討する場合は平 12 年 建告第 1458 号に従って計算を行うのが望ましい。</p>
<p>99 . 木造、柱の小径の構造計算について、「構造耐力上主要な部分である柱の小径は 13.5cm を下回ってはならない」とあるが、構造耐力上主要な部分とはどの部分か？</p>	<p>99 . 自重、積載荷重、積雪、風圧力、地震力等を支える部分である (令第 1 条)。</p>
<p>100 . 今回の法改正により木造における構造のあり方が大きく改正されているが、同じ木造である枠組壁式工法との関連はどうか？ 特に令第 46 条第 4 項の床面積の取り扱いや壁の配置は枠組壁工法でも同じ考え方と思われるが、枠組壁工法は令第 80 条の 2 (構造方法に関する補則) に位置し、昭 57 年 建告第 56 号により、別扱いと考えるのか？</p>	<p>100 . 昭 57 年 建告第 56 号による。昭 57 年 建告第 56 号についても必要な改正を行う予定である。ただし、配置については、現行の規定で十分と思われる。</p>
<p>101 . 耐力壁の配置について配置規定で、偏心率 0.3 以下か、記載の計算により確認するとあるが、偏心率の計算は具体的にどのような計算式を用いればよいのか？</p>	<p>101 . 耐力壁の剛性は (倍率 × 壁長) に比例するものとし、各階の重心位置は平面の図心にあるものと仮定して計算してよい。 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(日本建築防災協会発行)、「3 階建て混構造住宅の構造設計の手引き」(日本住宅・木材技術センター)が参考となる。</p>
<p>102 . 1 / 4 分割法が OK であれば、必ずどんな建物でも偏心率 0.3 以下となるか？</p>	<p>102 . なるとは限らない。安全性については、制定にあたりキャリブレーションを実施。通常の住宅では概ね偏心率 0.3 以下となることが確認されている。</p>
<p>103 . 偏心率の算定における重心の位置は、本来平面にある鉛直部材の軸方向力の釣り合い位置であるが、平 12 年 建告第 1352 号における令第 82 条の 3 第二号に定める構造計算をする場合は、(財)日本住宅・木材技術センター「3 階建て混構造住宅の構造設計の手引き」の構造計算例 3、4 にみられるように、 (ア)屋根、床及び平面的に均した壁の重さは、平面的に一様に分布している。 (イ)2 階建ての場合、2 階の屋根の重量は、2 階が無限に剛であると仮定し、2 階床位置に重なって載っているとみなす。</p>	<p>103 . よい。ただし、重いバルコニーの存在などにより、当該仮定が著しく実況と異なる場合には、これらを考慮して適切に算出する。</p>

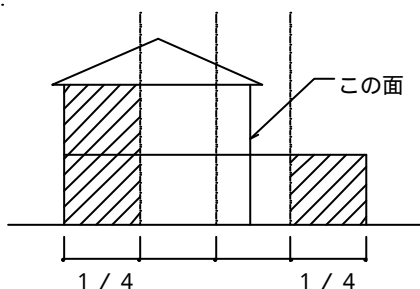
という仮定を設けて、重心の位置を算出してもよい
か？

104. 講習会テキストp140の10行目「a、b部それぞれ壁量充足率が零となる場合には、当該規定を満足するものとして取り扱う。」はa、b部に耐力壁が無い場合と考えるとよいか？ 耐力壁が内部に集中していると考えられるためか？ また、偏心率についても同様な考えと思ってよいか？

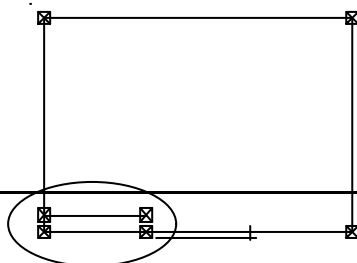
105. 筋かい計算において、下図のように2Fの位置が1Fの1/4ライン上に載っている場合、又はわずかに載っているケースの1Fの斜線部の必要壁量を算定する際の倍率は、1Fの数値を採用する
か？



106. 壁のつり合い良い配置について講習会テキストp140の最下部右側の図によると、2Fで筋かいがなくともよい面があるが、それでよいか？



107. 令第46条及び平12年建告第1352号による木造建築物の軸組の配置の基準を定める件について、壁の配置で二重壁は認められるのか？



104. 無い場合である。総量については規定の壁量を満たす必要がある。偏心率の計算では、側端部分より内部にある壁も考慮して計算し、0.3以下であることを確認する。

105. 2階外壁の中心が1Fの1/4ライン上にある場合は、平屋の必要壁量を用いてよい。わずかでも載っていれば2階建ての1階部分の必要壁量を用いる。

106. 2F部分単独で1/4規定を満足する必要がある。

107. 構造上独立した2枚の壁であれば認められる。独立していない場合は壁倍率5の上限がある。

108. 講習会テキストには出てこないが、木造、筋違配置の「釣合い良く」とは平面的に釣合いが良ければよいのか？ 立体的には何も要求されないのか？ 例えば、下階に通し柱のない梁の上の筋違いは下階に通りのある筋違いと抵抗力がかなり違うと考えられる。構造規定の本には下階に通りがあの方がよいとの記載があったように思う。

109. 施行通知(平成12年6月1日建設省住指発第682号)における小屋裏物置等の記述の趣旨、並びに昭和55年の小屋裏物置に関する通達との関係はどうなっているのか？

110. 小屋裏物置等の取扱いは、住宅以外でも適用されるのか？

111. 小屋裏物置等は延べ面積に算入されるのか。

112. 小屋裏、天井裏などに複数設置した場合の取扱いはどうなるのか。

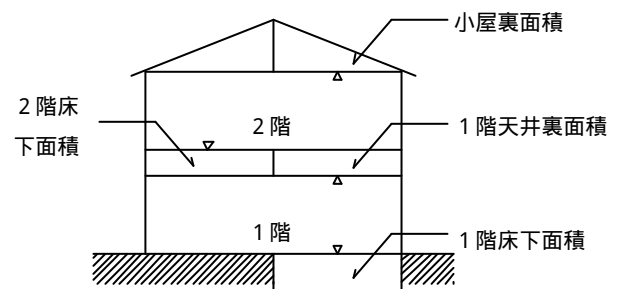
108. 上下階の耐力壁線の一致等、構造的に無理のない設計を目指すことは規定以前の問題である。様々なケースが考えられ、詳細な規定を置くことには無理があるが、立体的な配慮が推奨される。

109. 昭和55年の通達は、当時より数多く利用されていた小屋裏物置の取扱方針を示したものである。今般の通達は、近年、小屋裏、天井裏に物置を設置する事例が増加してきている状況を踏まえ、こうした空間の階としての考え方を再整理したものである。

110. 通知は、小屋裏、天井裏といったあくまで主たる空間でない余剰空間を利用した物置を対象にしているものであり、必ずしも住宅のみを想定しているものではないが、業務用の建築物に設ける本格的な倉庫等までも対象としているものではない。

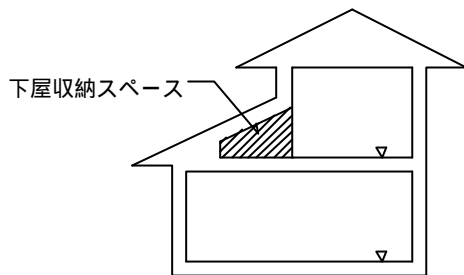
111. 階として取り扱わない小屋裏物置等は、延べ面積に算入されない。

112. 下図の場合、存する部分の床面積2分の1の取扱いの考え方は以下のとおりである。



(小屋裏面積 + 2階床下面積)
 $< (2階床面積 \times 1 / 2)$
 及び (1階天井裏面積 + 1階床下面積)
 $< (1階床面積 \times 1 / 2)$
 かつ (2階床下面積 + 1階天井裏面積)
 $< (2階床面積 \times 1 / 2)$
 及び (2階床下面積 + 1階天井裏面積)

113. 図のような下屋で2階から取り出すようなものの場合、存する部分とは2階部分としてよいのか。



114. 従来の法第38条認定を受けていない住宅であっても、物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その面積が存する部分の1/2未満であれば、階及び延べ面積に算入しなくてもよいのか？

115. 高さが1.4m以上である場合はどのように考えるのか？

116. 木造の継手及び仕口の構造方法について、筋かいの取り付く柱の構造方法が明確化されたが、横架材と柱等の接合（横架材と横架材も含む）に、独自の金物を使用した場合の扱いはどうなるか？（認定はないとのことか？）また、筋かいの取り付く柱の金物補強についても独自の金物でやった場合の扱い方についても同様である。実験等で安全を確かめた場合、そのデータを確認で提出すればOKか？

117. 平12年建告第1460号第二号について、当該告示では、耐力壁両端の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、その接合方法を示されているが、これまで木造3階建ての構造計算において、柱の引き抜き検討は柱脚のみ行ってきたように思われるが。

118. 柱・筋違いの金物補強が義務づけられているが、建築確認申請時に、個々の柱に補強する金物等を明記した図面を添付しなければならないか？それとも、現場検査時の検査項目の1つと認識して、申

< (1階床面積 × 1 / 2)

の条件が満たされていれば、小屋裏物置等の部分は階として取り扱わない。

113. 2階部分となる。

114. 差し支えない。

115. 今回、階でないものとして整理したものの範囲外となる。このため、具体のケースに応じ判断されることとなるが、一般には通常の階として扱うことと考えられる。

116. 同等の耐力を有するものは使用可能である。同等性は建築主事の判断による。筋かい端部及び柱頭・柱脚以外の部分は従来どおりである。

117. 筋かいの場合、筋かいが圧縮を受けた際に上部横架材を突き上げるため、柱頭にも本来柱脚と同じ接合が要求される。面材が貼られたような壁の場合は、柱頭、柱脚双方の接合で全体として耐力壁の回転を拘束すると考えられる。以上から、柱頭についても接合に関する規定を設けている。

118. 確認時に明記する。

請図は従来どおりでもよいか？

119. 平 12 年建告第 1460 号の木造の継手及び仕口の仕様について、木造耐力壁の壁倍率 1.0 の許容せん断耐力は従来 130kg/m であるが、3 階建ての場合は、(財)日本住宅・木材技術センター「3 階建て木造住宅の構造設計と防火設計の手引き」によると、建物内での耐力壁の挙動と終局耐力とをあわせ考え、200kg/m としている。また、同センター「3 階建て混構造住宅の構造設計の手引き」では、2、3 階の木造部分（木造部分としては 2 階建て）に同じく 200kg/m を採用している。平 12 年建告第 1460 号の構造計算によって確かめる場合は、壁倍率 1.0 における許容せん断耐力はいくらで設定すればよいのか？

120. 令第 47 条において、構造耐力上主要な部分である継手、仕口は、「その他の国土交通大臣が定める構造」とあるが、昨今の建築物で、柱・梁をコネクター（金物）緊結した構法が多くできているが、その適合性の判断はどうなるのか？

121. 講習会テキストに掲載されている金物の許容耐力の根拠は実験か計算か？ 計算であれば計算式は？

122. 講習会テキスト p149 にディテールが図示されているが、金物について Z マーク金物の認定品の使用は適合か不適合か？ 例えば、45×90 筋かいの仕口について、Z マーク金物認定品の壁倍率 2 倍用の箱型金物の使用は可能か？ ホールダウン金物の柱に対して固定で 12 ボルトとなっているが、金物メーカーによっては同等品としてコーチボルトによるものも有るようだが、これでも可か？

123. 平 12 年建告第 1460 号第二号表一、軸組の種類「厚 3 幅 9 以上の木筋かい」のその他の軸組端部の仕口が、公庫仕様書「筋かいの上端部が取り付く柱と横架材の仕口」「筋かいの下端部が取り付く柱と横架材の仕口」よりグレードが低くなっていて、整合しないのではないかと。公庫仕様書を最低基準

119. 200kgf/m = 1.96kN/m である。

令第 46 条に係る倍率の認定においても、指定性能評価機関の業務方法書では、基準となる耐力を 1.96kN/m としている。

120. 同等の判断は建築主事による。また、(財)日本住宅・木材技術センターの Z マーク表示金物同等認定品が参考となろう。

121. 原則として日本建築学会の計算式であるが、釘接合部については、最大耐力までの余裕があることから降伏耐力相当として、その 1.5 倍をとっている。また、金物を用いた接合部の実験データを見て、一部低減を加えたものもある。

122. 建築主事の判断によるが、Z マーク金物の同等認定品については、同等以上と考えて大過ないと思われる。

123. 公庫仕様書は、そもそも公庫融資を利用するための設計審査基準に対応するものなので、建築基準法の仕様とは異なる場合がある。

とすべきであると考えるが、整合しない理由は？

124．筋かい端部のBP金物で、Zマーク同等品の場合に、ボルト締めは不要か？

124．主事の判断によるが、同等以上の判断に際してボルトが無ければならない。

125．筋かいと構造用合板を組み合わせた耐力壁がとりつく柱上下の接合方法は、どのようにするのか？

125．講習会テキストの計算式の方法によって求められる。

126．構造計算により、柱引抜き力を算出する計算例を示してほしい。

126．簡易な計算による確認方法は、解説書にある。構造計算については特に決まった方法はないが、柱頭、柱脚での先行破壊を防ぐという主旨に沿ったものである必要がある。

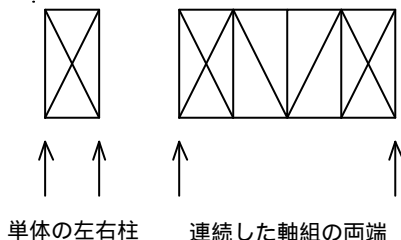
127．基準法で平屋又は最上階で出隅の柱、その他の軸組端部の柱とあるが、「軸組端部の柱」というのは、外周の柱のことか？

127．壁単体の両柱である。

講習会テキストp150に「表一及び表二は軸組の端部に取り付く柱に限定」と、書いてあるが、告示の表二には軸組の端部という言葉が出てこない。

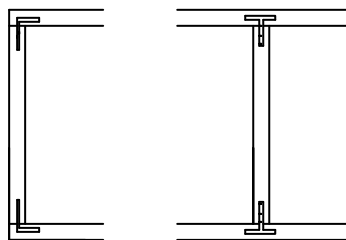
128．講習会テキストp146の軸組の解説で端部柱とは、筋違いの入っている耐力壁に対しての左右の柱の意味なのか、又は連続している軸組の中間部分でない両端の柱の意味なのかどちらか？

128．単体の左右柱の方である。



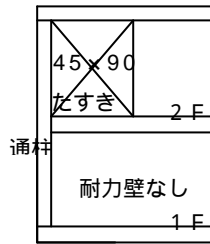
129．木造で内部にある柱に、外周部と同じL型や、T型や（V型等）の金物を取り付ける必要があるのか？

129．必要となる。ただし、第二号ただし書に基づき、必要無しと判断されれば適用の除外にできる。

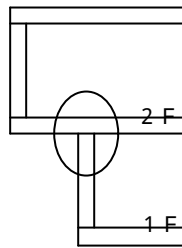


130．平12年建告第1460号、木造の継手及び仕口の構造方法について、告示では軸組の柱の柱頭・柱脚に金物を設置するようになっているが、例えば下図のような場合について教えてほしい。

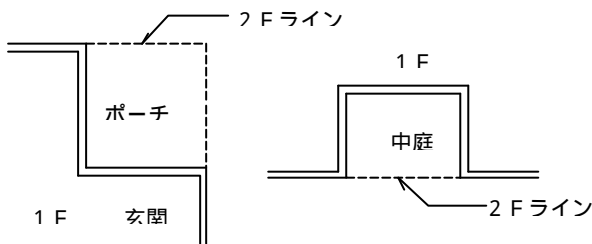
130．通し柱の場合は、通柱の最上部と最下部の仕口に適用する。図の場合、2階の柱頭に必要。また、1階柱脚には講習会テキストp153にあるように、2階の柱脚に必要とされるものと同等以上の仕様



131. 平 12 年 建 告 第 1460 号 第 二 号 の 表 に は、 下 図 の よう に 上 階 柱 が な く て 当 該 階 の 柱 が 出 隅 に な る よう な 場 合 が 想 定 さ れ て い な い が、 ど の よう な 取 扱 い に な る か？



132. 下 図 の 場 合 の 柱 は 出 隅 と 考 え ら れ る か？



133. 構 造 用 合 板 を 壁 に 耐 力 壁 と し て 使 用 す る 場 合、 両 面 に 貼 っ た 場 合 の 金 物 の 取 り 付 け 方 は ど う す る か？

134. 必 ず し も 上、 下 階 と も に、 柱、 壁 が 一 致 し な い 場 合 の 金 物 の 取 り 付 け が 不 明 で あ る。(柱 頭、 柱 脚 両 方 で 有 れ ば プ ラ ン 上 あ り う る。)

135. 柱 頭、 柱 脚 の 意 味 で、 軒 位 置 は 柱 頭 と み な す の か、 具 体 的 な 図 示 を し て ほ し い。

136. 壁 を 設 け、 又 は 筋 かい を 入 れ た 軸 組 の 柱 脚 及 び 柱 頭 の 仕 口 の 場 合、 平 12 年 建 告 第 1460 号 表 二 の 軸 組 の 種 類 の 項 目 は、 壁 倍 率 4 倍 (45x90 の た す き) ま で し か な い が、 壁 倍 率 5 倍 (90x90 の た す き)、 構 造 用 合 板 + 筋 かい な ど の と き は ど う す る の か？
また、 35kN の ホールダウン 金 物 は あ る の か？

137. ホールダウン 金 物 に よ る 柱 の 断 面 欠 損 は 考 え な

に する 必 要 が あ る。

131. 「 上 階 及 び 当 該 階 の 柱 が 共 に 出 隅 の 柱 の 場 合 」 の 仕 様 を 準 用 す る か、 第 二 号 た だ し 書 に 基 づ い て、 解 説 書 の 計 算 式 等 を 用 い て 接 合 方 法 を 定 め る。

132. ポーチ や 中 庭 の 大 き さ に も よ る が、 一 般 に は 出 隅 の 柱 で は な い と 扱 っ て よ い。

133. 必 要 な 仕 様 (金 物) は 告 示 に よ る。 取 り 付 け 方 (納 ま り) に つ い て は 特 に 取 り 決 め は な い。

134. 必 要 な 仕 様 (金 物) に つ い て は、 力 の 流 れ を 考 え て 2 階 の 軸 組 に よ る 引 抜 力 が 伝 達 さ れ る 1 階 の 柱 に つ い て は、 位 置 が 多 少 ず れ て い て も、 2 階 の 連 続 す る 柱 と み な し て 計 算 式 を 適 用 す る。

135. 軒 位 置 と い う の が、 筋 かい を 入 れ、 又 は 壁 を 設 け た 軸 組 の 柱 の 柱 頭 を 指 す の で あ れ ば 柱 頭 で あ る。

136. 加 算 す る か、 又 は 計 算 式 に よ れ ば よ い。
35kN ホールダウン は 市 販 さ れ て い る も の は 無 い の で、 20kN 用 ホールダウン を 2 個、 柱 の 2 面 か ら 取 り 付 け る。

137. 断 面 欠 損 に よ る 耐 力 低 下 が 懸 念 さ れ る 場 合 に は、

<p>くてよいのか？</p> <p>138．構造用合板を打ち付けた場合の軸組での引き抜きの低減はないのか。合板を打ち付けるということは、剛な面で支持することになるため、柱にかかる引き抜き力は減少すると考えられる。</p> <p>139．L型に耐力壁を配置したときの隅角部分の柱の金物はどうなるのか？</p> <p>140．引張耐力に応じた金物を取り付ける場合、金物の組み合わせはできるのか？ 例：山形プレートVP+HD1.0t クレテック金物(ホゾパイプ)+HD1.0t等</p> <p>141．木造2階建ての筋かい等、軸組の柱と横架材等の仕口について、平12年建告第1460号表三に軸組の柱の仕口の接合部が示されたが、「これらと同等以上の接合方法」を使用する場合、同等以上であることをどの方法で示せばよいのか？ イ．例示の金物との比較実験により試験結果が同等以上であることを確認する。 ロ．実験と計算により許容耐力を出し、講習会テキストp154の表(接合部の仕様)の必要耐力以上であることを確認する。</p> <p>142．平12年建告第1460号表三の(と)～(り)においては、「横架材(土台を除く)」と明記されているが、土台の許容耐力が必要耐力以上であることが示せれば、座付ボルトによるHD金物と土台の接合も可能となるか？</p> <p>143．平12年建告第1460号において、通柱の場合の1階柱頭、2階の柱脚部分の金物は必要か。</p> <p>144．令第47条及び平12年建告第1460号の木造の継手及び仕口の構造方法を定める件で、例えば木造2階建てで、上階及び下階が共に出隅の場合の別表第二及び第三の(ぬ)の仕様が、下図のように片方が掃き出し窓のような場合、隅柱にホールダウン金物を片側にしか取り付けることができない。このような場合の対処方法を教えてほしい。(X方向、Y方向ともに耐力壁になるようなプランしか、基準法は認めなくなったということか？ 現実には敷地や施主からの要望で、そのように耐力壁を計画できない場合がある。)</p>	<p>柱の有効断面と引張の許容応力度を用いて検討することが必要である。</p> <p>138．構造用合板を打ち付けても柱の引き抜きに対する抵抗は、ほとんど期待されない。</p> <p>139．張間方向と桁行方向は別々に考えて、厳しい方で仕様を決めればよい。</p> <p>140．複数の金物を用いて各々の許容耐力を加算した結果、必要耐力が確保されていれば、それらの接合方法を組み合わせることができる。 ただし、釘接合とボルト接合等の異種接合部の耐力は、変形量の違いを考慮すると一般に加算することができない。</p> <p>141．どちらもありうる。最終的には建築主事の判断による。</p> <p>142．第二号ただし書に基づき、計算等により安全が確認されればよい。</p> <p>143．1～2階通柱の1階柱頭、2階柱脚は接合部ではないので適用されない。金物は不要である。</p> <p>144．(ぬ)の仕様と同等以上の接合を設置すれば可能である。</p>
---	--

145. 同上で(ぬ)に代替する金物として、HD - B30 というホールダウン金物を開発してしかるべき認定を受けたときに、設計・施工をしてもよいのか？

145. 30kN の耐力が確保されればありうる。

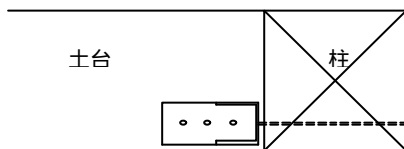
146. 平 12 年建告第 1460 号について、ホールダウン金物設置場所について、引き抜かれる柱の 4 面ならどの位置でもよいと考えてよいのか？

146. よい。

147. 同上で、2 組使用する場合は、どのような組み合わせがよいのか？

147. 向かい合う 2 面に設けるのがよりよいが、直交する 2 面でもやむを得ない。

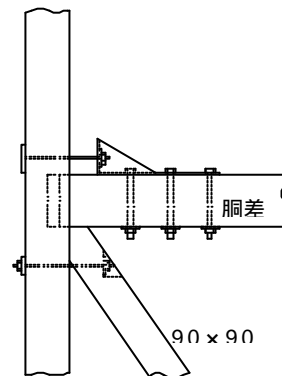
148. 下図のようにホールダウン金物を偏心させてもよいのか？



148. 偏心は好ましくないが、ホールダウン金物が柱面から出ない範囲であればボルトの縁距離（学会規準では $1.5d = 18\text{mm}$ ）も確保されており、納まり上やむを得ないものと考えられる。

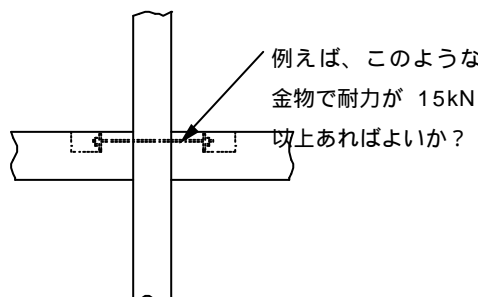
149. 講習会テキスト p153(3) その他の部分で、「ただし、通し柱において厚さ 90 cm 以上幅 90 cm 以上の筋かいを建物の隅に用いる場合又は外壁と直交して当該接合部近傍に当てる場合にあつては、15kN 用引き寄せ金物を水平に用いて緊結するものとする。」の引き寄せ金物を水平にという箇所がよく分からない。

149. 下図のような使い方をいう。



150. 引き寄せ金物はホールダウン金物以外はだめか。

150. よい。



151. 講習会テキスト p153 に掲載されている N 値を求める算定式は、条文などには規定されていないの

151. 略算による一例であり、この他同等以上の計算によることも可能である。

か？

152. 講習会テキスト p153 の 4 (2) の 2 階建ての部分における 1 階の柱の算定式に、鉛直荷重の押さえる効果を表す係数 L として出隅は 1.0 と示されているが、1 階が出隅で 2 階が出隅以外の場合は、 $L = 1.6$ として計算してもよいか？

153. 2 階建ての 1 階の柱の仕口を検討する場合において、算定式

$$N = A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2 - L$$

を使うことになっているが、筋交の取り付けがない 1 階の柱を検討する場合、 $A_1 = 1.0$ として計算すればよいか？

154. 平 12 年建告第 1460 号第三号では、構造耐力上主要な部分の継手についてはその存在応力を伝えるように緊結したものでなければならないとあるが、慣例的にはり・土台の継手はあり継手等を用いており、金物を併用していない。金物による補強が必要か？

155. 平 12 年建告 1354 号において、第一号八 (2)、(3)、及びホにおける、溶接する場合とはどのような溶接を考えているのか？ また、第一号ホで「その他これと同等以上の強度を有する接合方法」とは、どのようなものを考えているのか？

156. 令第 66 条、鉄骨造、柱の脚部の規定の内、ただし書きで適用除外となる「滑節構造」である場合はどんな場合か？

157. 平 12 年建告第 1456 号で、鉄骨造の柱脚を基礎に緊結する構造方法の規定があるが、この規定に従えばアンカーボルトやベースプレート等についての構造計算は省略できると解釈してよいか？

158. 令第 66 条、平 12 年建告第 1456 号第二号口において、鉄筋の径はいくつ以上か？

159. 令第 66 条、平 12 年建告第 1456 号第三号口において、補強筋の入れ方は上下に入れるのか？

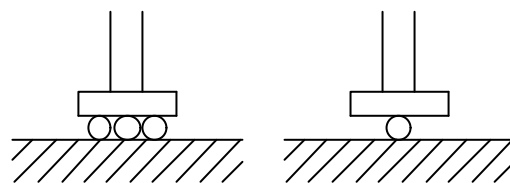
152. 1 階が出隅であるとする、 $L = 1.6$ は 1 階の壁の重量分だけ過大に評価されるので $L = 1.0$ とする。

153. 1 階の当該柱の両側に筋かいその他、倍率のある耐力要素がなければ、 $A_1 = 0$ でよい。

154. 筋かい端部及び柱頭、柱脚以外は実質的に従来どおりである。

155. 基本的な考え方は、補強コンクリートブロックの規定と同じであり、ここにいう「溶接接合」とは両面フレア溶接等、母材強度を充分伝達できる継手を想定している。これと同等以上の強度を有する接合方法とは、この他に、ここにいう溶接接合と同等以上に母材強度を充分に伝達できる、機械式継手その他の継手が想定されると考えられる。

156. 滑節構造は、下図のようにモデル化できる構造である。



157. 「平屋建てかつ、 200 m^2 以下」(法第 6 条)以外の構造計算を要する建築物の場合には、規定の数値に加えさらに計算を行うことになる。

158. 令第 77 条(柱の構造)の規定を準用する。

159. 通常は上下に入れる。

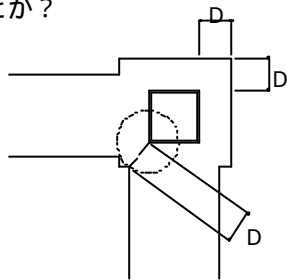
160. 鉄骨柱脚の仕様規定について、平成7年12月改正の講習会の時に「根巻き型」は固定度が明確でないので、バネ定数が明確な大臣認定品にて設計のこと、という説明があったが、この点はどうなったのか？

160. 特に旧法第38条大臣認定品を薦めるものではない。当時、根巻き柱脚の定義が不明確であったが、今回は明確化した。

161. 令第66条柱脚規定について、旧法第38条認定に基づく柱脚構法のうち、構成部材がJISで定められている材料を使用し、かつ令第66条に抵触する部分のごく一部（例えばアンカーボルト孔の径）の構法の場合、抵触部を是正すれば一般構法として、柱脚耐力バネの性能を準用できるのか？

161. 貴見のとおりである。

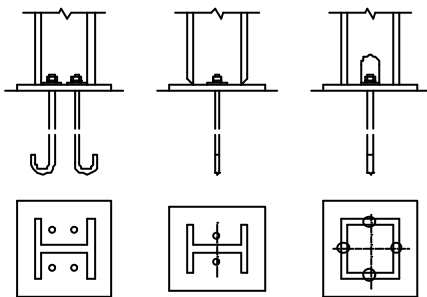
162. 平12年建告第1456号（講習会テキストp168、p169）について、埋込み形式柱脚においてハの埋込み部分の鉄骨かぶり厚は柱幅以上であることの意味について、下図の場合、かぶりはDが必要になるということか？



162. 貴見のとおりである。

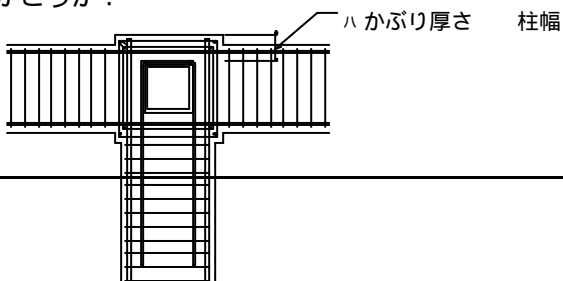
163. 講習会テキストp169の露出形式柱脚の図で、ピン柱脚に近い形式もこの規定が通用されるのか？

163. 貴見のとおりである。（ただし、緊結と固定は違うことに注意が必要である。）



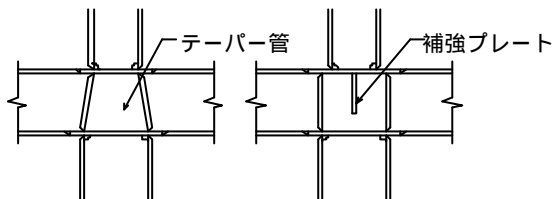
164. 講習会テキストp169図、埋込み形式柱脚（ハ）かぶり厚さの表示、図示のかぶり厚さの表示はフーチングのはかま筋を示した図になっているが、図の例では桁方向は柱幅を包含した地中はり幅を確保しているので、かぶり厚さは問題にならない。むしろ直行方向のかぶり厚さを指定するもの考えるがどうか？

164. 貴見のとおりである。



<p>165．高力ボルト摩擦接合のメッキ等を施す場合の低減について、具体的に示してほしい。</p>	<p>165．許容応力度は今後、告示にもり込まれる予定である。</p>
<p>166．平 12 年建告第 1464 号第一号口で、高力ボルト摩擦接合面に薬剤処理は認められるか？</p>	<p>166．建築主事の判断となる。</p>
<p>167．平 12 年建告第 1464 号第二号で、溶接に関する規定があるが、溶接箇所が数十、あるいは数百に及ぶ建築物にあって、1 箇所でもこの規定に適合しない箇所があればこの建築物は建築基準法違反となるのか？</p>	<p>167．構造耐力上主要な部分であれば規定を満たす必要がある。</p>
<p>168．令第 67 条第 2 項、平 12 年建告第 1464 号二号イにおいて「溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとし………」とあるが、欠陥がないことを確かめるのに UT 等の義務化を考える必要があるのか？</p>	<p>168．建築主事の判断による。</p>
<p>169．UT 検査についても、社内 100%、受入検査の両方とも検査を実施しなければ欠陥がないといえないと考えるべきか？</p>	<p>169．中間検査との関連による。</p>
<p>170．鉄骨溶接について、「0.9 掛け」廃止で認定の無い工場での溶接は認められないか？</p>	<p>170．工場溶接については中間検査等で、規定の適合性を判断するため、工場への認定の有無に関係なく全強度を採用することができる。</p>
<p>171．講習会テキスト p173 溶接材料の表について、この表は参考扱いだと思うが、JIS に記載がありながらこの表には記載されていない種類がある。例えば鋼材の種類 400N と JIS Z 3211 の組合せにおける D4311・D4324・D4326、鋼材の種類 400N・490N と JIS Z 3212 の組合せにおける D5001 が記載されていない。この表への選択についての根拠を教えてください。</p>	<p>171．溶接メーカーの出荷実績調査等から、通常使用されていると考えられているものを記載した。</p>
<p>172．講習会テキスト p172 (1) 溶接欠陥による構造耐力上の欠点がないことに係る技術基準について、ダイヤフラムとフランジのずれについて、上下階にて柱サイズが違うとき、上階小径と下階大径の差が e になるのか？</p>	<p>172．貴見のとおりである。</p>
<p>173．講習会テキスト p172 (1) 同上について、テーパー管以外は認められないことになるのではないのか？ それとも計算上諸性能を満足すれば下図の</p>	<p>173．計算で除外できるただし書きがある。</p>

ような補強プレートでもOKなのか？



174．講習会テキストp179の鉄筋の継手及び定着の項で、今回、略となっている令第73条第1項、第3・4項については改正されていないと考えてよいのか？

175．アルミ建物（車庫など）の建築物の規定は無いが、法的には建築不可ということか？（既製品が出廻っているが。）今後、基準が定められる予定はないか。

176．近年、鉄筋コンクリート造建物においてプレキャスト化を行って施工を行う方法が増えているが、旧基準と同様にプレキャスト構物の位置づけが示されていない。今後、鉄骨工場のような認定制度が定められないか、方針を教えてください。

177．昭58年建告第1319号による、壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の技術的基準は、現行のまま適用されるのか？

178．昭55年建告第1790号第五号の口の、 $25A_w + 7A_c - ZWA_i$ において、SI単位化に伴い、左辺の係数が変更になると思うが？

179．上記と同じ理由で昭46年建告第111号の、地盤の許容応力度、杭の許容応力度の計算式も変更となると思うが？

180．日本建築学会で出版されている「1999年度版鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説」の内容で、付録として構造計算例（3階建て）が記載されているが、これは「大臣認定」を受けて、許可された計算手法なのか？ また、技報堂出版の藤本盛久編著の鉄骨の構造計算設計（全面改正2版 1998版）の構造計算例も同様か？

174．今回の改正に際して、令第73条第1項、第3・4項は従前どおりである。ただし、この仕様については、第5項に定める構造計算を行えば適用除外となる。

175．告示を定める予定である。現状は認定品以外は不可である。

176．鉄筋コンクリートに係わる基準が適用される。認定制度については考えていない。

177．改正の予定である。

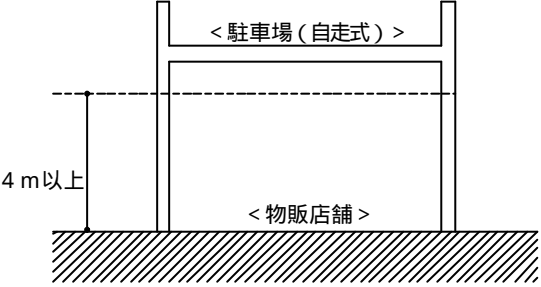
178．改正の予定である。

179．改正の予定である。

180．技術資料としての位置付けである。計算法自体を認定することはなく、大臣認定は得ていない。

第2章 防火に関する基準の見直し

質 問	回 答
1. ガラスについては消防法で不燃材としては認められていないが、今回基準法で時間的な制約が入ったことによって、消防法でいう不燃材と整合したのか？	1. 消防法施行令第11条第2項に規定する「不燃材料」は、建築基準法の規定を準用している。
2. 不燃材料と防火構造の性能は防火構造の方がよいと思うが、準不燃材料で防火構造の認定のある材料は、不燃材料で造ることを指定されている部分に使うと問題があるか？	2. 「不燃材料」と「防火構造」で要求される性能は異なるので、お互いに包含関係はない。よって「不燃材料」で造ることが規定されている部分を「防火構造」で造ったとしても、基準法の規定を満足したことにはならない。
3. 次のような仕様の場合は、不燃材料として問題はあるか？ 鉄鋼又はアルミウム板の上に塗装又は化粧シートで仕上げた場合 塗装した鋼板の裏側に石膏ボード 12.5 mmを接着したパネルの場合	3. 不燃材料に求められる性能は、加熱開始後20分間、燃焼しない、変形、溶融、き裂等を生じない、避難上有害な煙又はガスを発生しない、こととされており、国土交通大臣が定めた材料に塗装又は仕上げ材等を行うことにより、上記の性能を損なう場合は不燃材料にはあたらない。
4. 軽量気泡コンクリート（ALC）は、平12年建告第1400号のコンクリートに含まれるのか？	4. 含まれる。
5. 平12年建告第1400号16及び第1401号の「せっこうボード」には、「強化せっこうボード」も含まれるのか？	5. 含まれる。
6. 平12年建告第1400号にせっこうボードが含まれたので、今後は不燃（通）第1027号等の認定番号の表示は不要になると考えてよいか？	6. 貴見のとおりである。
7. 令第1条第六号 難燃材料の「通常の火災による火熱が加えられた場合に、…要件を満たしている」ことについての具体的な試験方法は？	7. 性能評価にあたっての具体的な試験方法は指定性能評価機関において定められているので、各指定性能評価機関に問い合わせ願いたい。
8. 防火構造を要求される部分を準耐火構造で造ることは可能か？ また、外壁不燃下地非耐力壁で「防火構造」で造る必要がある部分を、外壁不燃下地非耐力壁で「30分耐火構造」の認定品を使用することは可能か？	8. 貴見のとおりである。
9. 令第70条（柱の防火被覆）と、令第107条（耐	9. 令第70条（柱の防火被覆）は「法第2条第九号

<p>火性能に関する技術的基準)とは、どのような関係にあるのか？</p>	<p>の二に掲げる基準に適合する建築物」、すなわち主要構造部を耐火構造とした建築物は適用除外される。</p> <p>耐火構造とは令第107条で定める技術的基準に適合する構造で、告示に例示されたもの、又は大臣が認定したものである。</p>
<p>10. 非耐力壁は耐火1時間までしかないが、従来の2時間の耐火構造は今後なくなるのか。</p>	<p>10. 耐火構造の非耐力壁で2時間の耐火要求がなされる部分はなくなったので、その認定もなくなる。</p>
<p>11. 令第107条で屋根にあっては30分間の非損傷性と遮炎性が要求されているが、屋根(トップライト)に使用できる新種ガラスを開発する場合、既に耐火試験は実施できるのか？</p>	<p>11. 性能評価機関において屋根の耐火試験を実施、性能を評価する。</p>
<p>12. 下記のような建築物で、屋上部分を駐車場として利用する場合、床面よりはり下端までの高さが4m以上であれば、利用形態上「床」の部位と考えられる場合であっても、平12年建告第1399号第4第三号二に該当する「はり」として扱い、耐火被覆を施さない鉄骨造で造ることは可能か？</p>	<p>12. 貴見のとおりである。</p>
	
<p>13. 大臣認定を受けた耐火構造(準耐火構造、防火構造)の外壁に外断熱を施す場合、新法での非損傷性、遮熱性、遮炎性において問題ないなら、表面仕上材として用いる外断熱については何らかの検討が必要か？</p>	<p>13. 耐火構造等の性能を損なわないものであれば使用可能である。</p>
<p>14. 平12年建告第1358号(準耐火構造の構造方法を定める件)において、「間柱及び下地を木材又は鉄材で造り」とあるが、鉄材の厚みについての決まりはあるか？</p>	<p>14. 厚みについて特段の規定はない。</p>
<p>15. 平12年建告1358号(準耐火構造の構造方法を定める件)第3第二号イ(3)で、厚さが30mm以上の木材とあるが、合板+フロア材で、合わせて30mm以上とすることは可能か。</p>	<p>15. 貴見のとおりである。</p>
<p>16. 施行は平成12年6月1日からとなっているが、猶予期間は設けられているのか？</p>	<p>16. 平成12年6月1日から施行されている。ただし、改正前の建築基準法第38条の認定に係る建築物等</p>

<p>17. 従来の昭和46年8月12日付け住指発第487号の取り扱いは？</p> <p>18. 従来の通則的認定、個別認定の取り扱いはどのようになるのか？</p> <p>19. 従来の施行令によるものは使用できるのか？ 防火構造や準防火構造について、今回の改正で屋内側の規制が出たが、改正前の大臣認定の扱いはどのようにになるのか？</p> <p>20. 平12年建告第1362号（準防火構造）の屋内側の仕様で、「厚さ4mm以上の合板」とあるが、例えば厚さ9mm程度で本実加工をした幅が100mm程度の材料をつなぎ合せたものは使用可能か？</p> <p>21. 平12年建告第1381号（ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件）について、ひさしの出幅については明示されていないが、どのように扱えばよいのか？</p> <p>22. 平12年建告第1365号（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造方法を定める件）第1第三号で、屋根を耐火構造とし、その屋外面に防水材を張ったものの仕様があるが、FRP防水は含まれるか？ また、準耐火構造の例示仕様には含まれているか？</p> <p>23. 耐火30分の認定を取得している折板は、平12年建告第1365号第1第三号の耐火構造となり、その上に例示仕様に挙がっている、断熱材やシート防水を施したものについては、個別耐火認定を取得する必要はないか？</p> <p>24. 昭45年建告第101号（防火性能を有する強化ポリエステル板等の屋根が建築基準法の規定によるものと同等以上の効力があると認める件）は、現在も適用できるのか？</p> <p>25. 平12年建告第1360号（防火設備の構造方法を定める件）第2において、福祉対応を考えると車椅子やつまずき防止のため出入口の段差をなくし、ド</p>	<p>については、2年間の経過措置がとられている。</p> <p>17. 厚さ3.2mm以上の石綿スレートを表面に張ったもの等については、平12年建告第1362号で屋外側の例示仕様としている。</p> <p>18. 従来の通則的認定品、個別認定品は新法施行後2年間に限り使用が可能である。その間に新法に基づく新たな認定を取得する必要がある。</p> <p>19. 平12年建告第1359号に仕様が例示されている。改正前の大臣認定による防火構造等のうち、新法に基づく新たな認定において屋内側の被覆等が必要となったものについては、旧認定による防火構造を使用した建築物は既存不適格となる。</p> <p>20. 例示仕様と同様の建築材料については使用が可能である。</p> <p>21. 出幅についての特段の規定はない。令第115条の2の2第四号八の規定により、防火上有効に設けることとされている。</p> <p>22. 両者とも、例示仕様にはFRP防水は含まれていない。</p> <p>23. 貴見のとおりである。</p> <p>24. 旧法第38条に基づく告示のため、経過措置期間中の2年間に限り有効である。</p> <p>25. 認定された防火設備なら用いることができる。</p>
---	--

<p>ア - 下部は少し浮かせた仕様とすることが必要である。 丁番、ドア - チェック、フロア - ヒンジなどは露出状態になる、と思われるが、どのように扱えばよいのか？</p>	
<p>26. 従来の甲種、乙種という呼び方が無くなったと聞いたが、消防法との整合は図られているのか？</p>	<p>26. 建築基準法の改正に伴い、消防法も改正をしている。</p>
<p>27. 旧法に基づき認定を取得した乙種防火戸は、令第109条の2の防火設備を使う必要がある部分に用いることはできるのか？</p>	<p>27. 従来の認定品は新法施行後2年間に限り使用が可能である。その間に新法に基づく新たな認定を取得する必要がある。</p>
<p>28. 現在、乙種防火戸には乙防シールを貼っているが、今後はどのように表示すればよいのか？</p>	<p>28. 今後は表示の義務付けはない。</p>
<p>29. 今後、平12年建告第1360号（防火設備の構造方法を定める件）に定めのない構造の防火戸を製品化する場合は、従来までの個別認定と同様の手順で取得できるのか？</p>	<p>29. 貴見のとおりである。</p>
<p>30. 従来の甲種、乙種防火戸は、今後、通称何と呼ばばよいのか？</p>	<p>30. 法令においては通称の規定はない。</p>
<p>31. 令第109条第2項（防火戸その他の防火設備）の「そで壁」は防火構造である必要はなくなったのか？</p>	<p>31. 貴見のとおりである。</p>
<p>32. 法第62条は法第23条に規定された「木造建築物等」の外壁に適用されるので、例えば軸組みを不燃材料で造った場合、非耐力壁の外壁であれば木材等を用いることが可能であると解釈ができる。 一方、法第64条では外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備が必要とされており、外壁に求められる性能の水準に不整合があるのではないか？</p>	<p>32. 外壁の開口部は火災時における屋内への延焼の蓋然性が高いため、構造種別に関わらず20分間の準遮炎性能が必要とされている。</p>
<p>33. 改正前の令第109条第3項に規定されていた鉄板などの換気孔や、床下換気孔に用いる網目2mm以下の金網は用いることができなくなったのか？</p>	<p>33. 平12年建告第1369号（特定防火設備の構造方法を定める件）に規定されている。</p>
<p>34. 特定防火設備の遮炎性能は60分とされているが、物販店舗のような可燃物量が多い建築物については、より高い性能（90分や120分といったもの）が必要だと思われるが？</p>	<p>34. 特定防火設備の性能は、改正前の基準を踏襲したものである。</p>

<p>35．防火設備は加熱開始後20分、45分、60分という性能があるが、その性能について判断するにはどのようにすればよいか？</p>	<p>35．指定性能評価機関における加熱試験により性能を評価し、認定を受けることができる。</p>
<p>36．令第114条第2項（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）において、従前は防火構造以上とすることとあったが、改正後は準耐火構造以上となった。従来の防火構造は使用できなくなったのか？</p>	<p>36．基準法の改正により、防火構造は外壁又は軒裏の構造としての位置付けが明確化（法第2条第八号）したことに伴い、界壁、間仕切壁、隔壁の構造から削除した。 なお、両面を防火構造としたものについては、準耐火構造として取り扱うこととしている。</p>
<p>37．ドレンチャー設備の、水量・口径・ピッチ等の基準は？</p>	<p>37．ドレンチャー設備について国土交通大臣の定める構造方法は現在のところない。</p>
<p>38．ドレンチャー設備を縦穴区画に用いる場合、遮炎性能がないため不可と思われるが、ガラススクリーンと併設すれば可能か？</p>	<p>38．必要とされる性能を有するものとして、大臣認定を取得すれば使用が可能である。</p>
<p>39．耐火性能検証法が実務でどのように使えるのかよく分からない。</p>	<p>39．現在、「（仮称）2001年版 耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説」を作成中である。</p>
<p>40．耐火性能検証法で合成被覆の場合、外壁と鉄骨の被覆に使用する材料が異なる場合には、それぞれについて検証すればよいのか？</p>	<p>40．貴見のとおりである。</p>
<p>41．耐火設計法では、開口部や排煙設備によって、煙又はガスの降下時間が遅れることは考慮する必要があるか？</p>	<p>41．耐火設計法は、主要構造部が火災が終了するまで耐えることを検証することを目的としており、煙又はガスの降下時間とは関係ない。避難設計法において煙又はガスの降下時間を算出する。</p>
<p>42．一つの建物の設計について、耐火構造の仕様規定と、耐火性能検証法を混在して設計することは可能か？</p>	<p>42．耐火設計法では、仕様規定と耐火性能検証法を混在させて設計することはできない。ただし、建物全体について耐火性能検証法を適用すれば、各主要構造部の屋内火災保有耐火時間を算出する際、耐火構造や大臣認定品の耐火時間の読替え式があるので、それを用いて検証を行い、設計することは可能である。なお、階避難安全検証法は各階ごとに分けて検証することが可能である。</p>
<p>43．耐火設計法における屋外火災保有耐火時間を求める際、外断熱など外装材の扱いはどのようにすればよいのか？</p>	<p>43．外壁の性能を損なわないものであれば無いものとみなして計算する。</p>
<p>44．耐火性能検証法において、不燃材料の発熱量も</p>	<p>44．不燃材料は、20分間、燃えない、損傷しない、煙</p>

見込んでいるのはなぜか？	又はガスを生じないものであり、その判断基準として、発熱量が一定以下のものを対象としているためである。
45．耐火性能検証法では、非耐力壁の間仕切壁で1時間以上の認定時間が必要なケースもあると思われるが、そういった場合はどのように評価すればよいのか？	45．当面のところは、大臣が定める耐火時間1時間を超える非耐力壁の間仕切壁はない。
46．耐火性能検証法で設計した建築物の防火設備は、防火区画検証法で確かめられたものに限られるのか？	46．特定防火設備又は法第2条第九号の二口に定める防火設備を用いることが可能である。なお、予測される火災に対して主要構造部と防火設備の検証の手法を統一する必要があるため、防火区画検証法は主要構造部が耐火性能検証法により確かめられた建築物に限られ、国土交通大臣の認定により主要構造部の検証を行ったものには適用することはできない。
47．屋内火災保有耐火時間の算定で、鉄骨造の限界部材温度の上限を550度としているが、耐火鋼を用いた場合も同じ計算方法を用いるのか？	47．耐火性能検証法（ルートB）では同じ計算方法で行う必要がある。これによらない場合は大臣認定（ルートC）となる。
48．耐火性能検証法の場合、鉄筋のかぶり厚や仕上材の厚みまで計算式にあるが、変更になった場合、計画変更確認申請は建物全てが対象になるのか？	48．建物全てについて検証を行う必要がある。
49．防火区画検証を行う場合、耐火構造の建物であれば、耐火性能の検証は行わなくてよいのか？	49．令第108条の3第4項に基づき、耐火性能検証法により耐火に関する性能を検証する必要がある。
50．防火区画検証法は火災時における遮炎性についての検証であるが、火災時における遮熱性については問われないのか？可燃物が防火区画の両側に接近している場合、非火災室へ延焼することが想定されると考えるが。	50．防火区画検証法は、防火設備に必要な遮炎性の性能を検証するものである。間仕切壁には遮熱性が要求されている。
51．避難安全検証法で安全性を確かめた建築物で竣工後、利用方法の変更があった場合、安全性をどのように維持していけばよいのか？	51．用途や仕上げ等の変更をする場合で、避難安全検証法において用いた際の設計条件が変わるような変更である場合においては、再度検証を行い、避難の安全性を確保する必要がある。
52．避難設計法と従来の防災評定とは関係があるのか？また、従来の防災評定は存続するのか？	52．防災評定は法制度上の位置付けはない。避難安全検証法は従来の防災評定の手法を参考としながら作成した。
53．国土交通大臣の認定は、従来の防災評定内の避難計算法をベースとして行うのか、あるいは今回告示	53．大臣認定のための評価法は、性能評価機関毎に定める。

<p>で出された避難安全検証法をベースとして行うのか？</p>	
<p>54．避難安全検証法を適用できる建築物の用途に制限はあるのか？ また、適用できない場合はすべてルートCに対応しなければいけないのか？</p>	<p>54．歩行速度など定めのない用途（例：病院等）については、現在のところ適用できない。 その場合は、従来の仕様規定（ルートA）によるか、又は国土交通大臣の認定（ルートC）とする必要がある。</p>
<p>55．仕様規定と避難安全検証法を混在して設計することはできるのか。</p>	<p>55．同一階で仕様規定と避難安全検証法を混在して設計することはできない。 階避難安全検証法については、各階ごとに適用することができる。（令第129条の2） 全館避難安全検証法については、全ての階を階避難安全検証法で確かめる必要があるため、混在して設計することはできない。（令第129条の2の2）</p>
<p>56．令第126条の2の「防煙壁（天井面から下方突出50cm）」と平12年建告第1441号（階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件）の「防煙垂れ壁（下方突出30cm）」とは、なぜ突出値が違うのか？</p>	<p>56．避難安全検証法においては、垂れ壁の下端と開口部との位置関係に応じて、より詳細に防煙垂れ壁による排煙効果を算定している。</p>
<p>57．階避難安全検証法と、全館避難安全検証法は、どのように使い分けをすればよいのか？</p>	<p>57．階避難安全検証法と、全館避難安全検証法とは適用除外となる規定が異なる。より合理的な設計となるよう設計者に選択していただく必要がある。</p>
<p>58．解説書が必要と考えるが、用意されているのか？</p>	<p>58．現在、「（仮称）2001年版 避難安全検証法の解説及び計算例とその解説」を作成している。</p>
<p>59．特定防火設備のもつ遮炎性能は60分であるが、ルートBの検証法を使った場合、可燃物の多い用途では60分以上の性能が求められる場合がある。特定防火設備に、90分あるいは120分の遮炎性能を有するものを定めるべきではないか？</p>	<p>59．当面のところは、国土交通大臣が定める60分を超える遮炎性能を持つ防火設備はない。</p>
<p>60．ルートA、B、Cの選択は設計者が自由に行ってよいのか？例えば、建物の規模等により指導があるのか？</p>	<p>60．規模等による制限はない。設計者の選択による。</p>
<p>61．ルートA（仕様規定）の場合の避難計算は、従来の算定方法で行うことになるのか。</p>	<p>61．仕様規定（ルートA）で行う場合は、避難安全検証法による検証は必要ない。</p>
<p>62．建物の一部に、いわゆる加圧排煙を採用している場合の避難安全性の検証は、どのルートを採用すべきか？</p>	<p>62．仕様規定（ルートA）、避難安全検証法（ルートB）、大臣認定（ルートC）のいずれでも可能である。</p>

<p>63．ルートBやルートCでの確認申請の受け付けは、いつから開始されるのか？</p>	<p>63．既に行われている。</p>
<p>64．階避難安全検証法においては、どこまでに達したら避難できたことになるのか？</p>	<p>64．階段に達する（直通階段に通ずる出口を通過する）までである。</p>
<p>65．令第112条第16項で風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合は特定防火設備（防火ダンパー）を設ける、となっているが、耐火時間は1時間耐火と解釈するのか、令第114条第5項によって45分耐火と解釈するのか？</p>	<p>65．1時間又は20分間の性能を有する必要がある。</p>
<p>66．令第112条第16項の特定防火設備で国土交通大臣が定めた構造方法とは、関連告示に基づく例示仕様と解釈してよいか？</p>	<p>66．貴見のとおりである。</p>
<p>67．令第112条第16項の特定防火設備で国土交通大臣の認定を受けたものとは型式適合認定品を指すのか？</p>	<p>67．法第68条の26の構造方法等の認定になる。</p>
<p>68．特定防火設備の例示仕様で、型式適合認定を申請することができるのか？</p>	<p>68．可能である。</p>
<p>69．改正前の令第112条第14項第二号の「くぐり戸」は削除されたのか？</p>	<p>69．昭48年建告第2563号を改正して規定している。</p>
<p>70．昭48年建告2564号（防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件）第一号口において、シャッターではない防火戸の場合は、別記の遮煙性能試験は行わなくてもよいのか？</p>	<p>70．貴見のとおりである。</p>
<p>71．従来、令第112条第8項で11階以上の階の住戸では100㎡で区画を行っていたが、改正後、非常用E Vの設置を要しない場合は単純に200㎡としてよいのか？</p>	<p>71．貴見のとおりである。</p>
<p>72．令第122条において、改正後は共同住宅の住戸を200㎡以内ごとに区画すれば避難階段を設置しなくてもよくなったのか？</p>	<p>72．貴見のとおりである。</p>
<p>73．令第112条第9項E Vの扉が防火戸として認められなくなったとのことだが、竪穴区画は各階のE Vホールを含めた区画と考えてよいのか？</p>	<p>73．昇降機の昇降路の部分はその他の部分と区画する必要がある。</p>
<p>74．共同住宅の区画が200㎡に緩和されたが、住戸単位の区画とは小屋裏まで達した界壁と考えてよいのか？ また、200㎡とは居室面積を対象とすると考えてよいのか？</p>	<p>74．前者については貴見のとおりである。後者については、全住戸面積を対象とする。</p>

<p>75. 令第112条第9項第二号で、店舗を含む延べ面積は200㎡を超えても、住戸部分が200㎡以内なら3階建て店舗併用住宅も適用除外の対象となるか？ (ただし、店舗と住宅部分は防火区画する。)</p> <p>76. 廊下等は室と考えるとあるが、排煙設備に関する平12年建告第1436号の適用にあたり、廊下も室と考えるとよいのか？</p> <p>77. 平成12年建告第1439号では、天井を準不燃材料、壁を木材とした場合は難燃材料に準ずる仕上げとされているが、逆に壁を準不燃材料とした場合に天井の仕上げの緩和はないのか？</p>	<p>75. 貴見のとおりである。</p> <p>76. 貴見のとおりである。</p> <p>77. 前者の組み合わせのみ対象としている。</p>
---	---

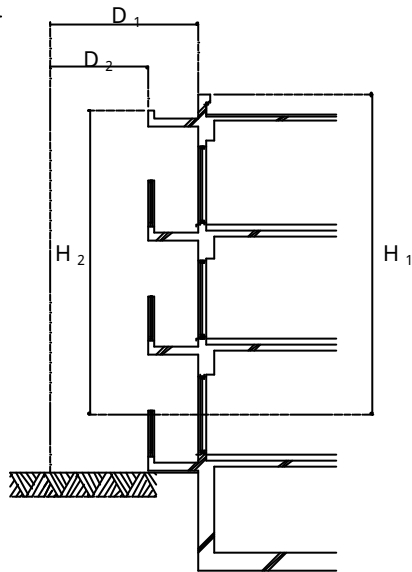
第3章 一般構造関係の基準の見直し

質 問	回 答
<p>1．今回の改正で採光規定の対象となる居室が明確となったが、継続的な使用が考えられる次のような居室も対象外となるのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館等の宿泊室 ・保養所の宿泊室 ・社員寮の寮室 ・流通施設、操車場等における仮眠室 	<p>1．ホテル・旅館、保養所、流通施設は、その用途に利用するのであれば採光規定の対象建築物ではない(令第19条第1項)。なお、社員寮の寮室は「居住のための居室」に該当するものと考えられる。</p>
<p>2．上記採光規定対象居室及び対象外居室に関わらず、防火・避難規定等に係る施行令・告示における採光上有窓・無窓の取り扱いは従来通りと考えるべきか？</p>	<p>2．令第19条第2項の居室の限定は、採光規定に関するものである。</p>
<p>3．今まで診療室、処置室、待合室は採光をとることが必要であったが、今回の改正で、これらの室は採光不要と見なしてよいか？</p>	<p>3．採光規定の対象外とみなせる。</p>
<p>4．保育所の各居室はどのような扱いになるのか？</p>	<p>4．保育所においては保育室、遊戯室、寝室は保育室として扱うべきである。医務室、事務室等は対象外である。</p>
<p>5．今回の改正で採光の必要な居室を限定したが、下記の室は採光が必要な室ではないと判断するがいかがか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所の診察室、検査室 病院あるいは児童福祉施設等の面談、相談室 学校の図書室 <p>* は、医師が患者やその家族に病状説明などをする室である</p>	<p>5． は対象外である。 は学校の教室に該当する。</p>
<p>6．採光において、補正係数が「3」となる場合は、開口面積の3倍の面積があると解釈してよいか？その場合、開口面積の大小に関わらずと解釈してよいか？(最小面積の目安があれば提示してほしい。)</p>	<p>6．採光補正係数が3の場合、有効面積の算定上は3倍の面積の開口部がある場合と同等ということとなる。なお、建築基準法では採光上の絶対的な最小面積は規定していない。</p>
<p>7．屋根に取り付けたトップライトも補正係数で開口面積を算定するのか？</p> <p>開口面積 × 3 × 補正係数 = 採光有効面積となるか？</p>	<p>7．そのようになる。</p>
<p>8．道路、川、公園の緩和でも、住居系 7.0m、商業系 5.0mあれば全て有効と考えてよいか？</p>	<p>8．考えて良い。また、道に面する場合は、この距離にかかわらず採光補正係数が1.0未満でも1.0と扱うことができる。</p>

9. 採光補正係数は、計算上、6.0、7.0以上の数値になる場合があるが、この係数の数値に上限はないのか？

10. 住居系：7m、工業系：5m、商業系：4mまでの水平距離があれば、すべての窓が採光上有効となるが、この場合でも採光補正係数1.0以上の数値を採用することは可能か？

11. 採光関係比率について、最小値とは下図の D_1 / H_1 又は D_2 / H_2 のうちの最小値と考えてよいか？



12. 窓の形が四角ではなく、丸や台形、三角等の場合、中心のとらえ方は重心でよいか？

13. 採光関係比率の算定は、開口部の中心において行うとされているが、敷地の形状あるいは敷地内の他の建築物との関係で、1つの開口部を複数に分割して算定してもよいか？

14. 途中から採光補正係数が0となる部分がある場合、開口部の一部のみで考えた方が有効採光面積が大きくなる場合、開口部の範囲、中心の位置は任意に設定してもよいか？

15. 公園は、公園法等によらない空地も対象となるか？

9. 計算上3.0を超える場合には、3.0が上限である（令第20条第2項本文ただし書）。

10. 採光補正係数が1.0以上の場合は、3.0を上限としてその数値を採用できる。

11. 直上の各部分について求めた比率の最小値である。

12. 差し支えないものと考えられる。

13. 明確に区分できる窓であれば、差し支えないものと考えられる。

14. 採光補正係数が0以下となる部分はその部分がないものとみなし、それより上部にある開口部の部分で算定して差し支えないが、中心の位置を任意に設定するというのは条文の内容上困難であると考えられる。

15. 「公園、広場、川その他これらに類する空地」は、必ずしも公園法の公園等の法律上の規定を有するものに限ったものではない。しかし、本規定の趣旨を鑑みればある程度恒久性を有するものが対象であり、一時的に存在する空地は対象とするべきではないと考えられる。

<p>16. 法第 29 条地階における住宅等の居室について、地階における住戸は、面積・階数・戸数に関係なく認められるのか？</p>	<p>16. 法第 29 条では面積や階数については規定していない。</p>
<p>17. 法第 29 条・令第 22 条の 2 地下の居室の技術的基準において、常水面の定義、及び、常水面の測定方法は？</p>	<p>17. 法令で定義はしていないが、平常時の地下水位と解される。測定方法も特段規定していないが、ボーリング調査等の方法が考えられる。</p>
<p>18. 令第 22 条の 2 第二号 イ(2)における二重壁よりの排水は、講習会テキスト p385 の図によると「排水タンクへ」となっているが、ポンプアップ等による排水設備は必要になるのか？</p>	<p>18. 必ずしも排水タンク、ポンプアップという方法によらなければならないことはないが、いずれにせよ、二重壁内の水を有効に排出できるようにする設備を設ける必要がある。</p>
<p>19. 令第 22 条の 2 第二号で規定する防水措置の規定は一般の建築物と同様に建築主の品質要求に基づき、設計者が自己責任において措置（設計）すべき内容で、法令で定めるものではないと思われるが、規定を設けた趣旨は？</p>	<p>19. 特に湿潤な状態になりやすい地階の特殊性から衛生上必要な事項として規定したものである。</p>
<p>20. 共同住宅等における住戸間の遮音規定について性能規定化が図られたが、共同住宅等の上下階間の遮音・防震等はどのようになるのか？</p>	<p>20. 建築基準法では上下階間の遮音・防震について規定していない。</p>
<p>21. せっこうボードと石膏ボードは同じものと判断してよいのか？</p>	<p>21. 同じものと判断してよい。</p>
<p>22. 平 12 年建告第 1380 号及び第 1358 号において、せっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）となっていることから、昭 45 年建告第 1827 号(改正 平 12 年建告第 1549 号)第 2 に記載されている「石膏ボード」についても「強化せっこうボードを含む」と解釈してよいのか？</p>	<p>22. 昭 45 年建告第 1827 号についても強化せっこうボードを含むものとして差し支えない。</p>
<p>23. 令第 25 条（階段等の手すり等）について、専用住宅の階段においても、必ず手すりを設けなければならないか？</p>	<p>23. 設けなければならない。</p>
<p>24. 令第 25 条の階段に設けなければならない手すりの高さの規準は、ハートビル法に準ずる程度（75～80cm 位）とするのがよいのか？ 逆に、従来手すり壁、格子、さく等、転落防止用の手すり（令第 126 条にある高さ 1.1m 以上のもの）も手すりと呼ばれているかと思われるが、これらの手すりを令第 25 条に規定される手すりに代用させてよいのか？ どの程度の形状及び寸法（特に高さ）の手すりを令第 25 条に規定される手すりで見なしてよいのか？</p>	<p>24. 基準法では手すりの高さや形状までを限定していないが、一般的に手すりとしての機能を有するものであればよい。</p>

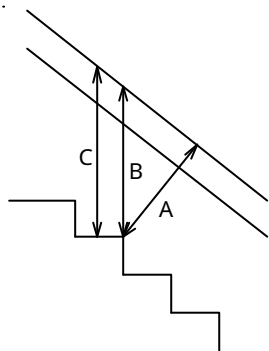
25. 令第 25 条の規定は、手すり棒やつかみ棒形状を義務づけるものか？ 手すり壁の場合でも可か？

26. 講習会テキスト p 391 の図 1 の場合、手すり壁の天端へ手すりを設置したら手すり壁を含めて 10cm ないものとみなされるのか？

27. 廊下につけた手すりについても、階段と同様に 10cm までないものとみなして廊下の幅員の算定ができるか？

28. 階段の手すりについて、エレベーター機械室へ通じる階段、職員等の専用階段にも手すりが必要となるか？

29. 階段昇降設備の高さ（50cm 以下）の測定はどこでするのか？



30. 階段手すりについて、幅員に参入されない高さが 50cm とあるが、屋外階段であれば足掛かりとなり、危険でないか？

31. 令第 25 条第 4 項の解釈は、高さ 1 m 以下の階段か、高さ 1 m 以下の階段の部分か？ 講習会テキスト p 392、26 行目の表現は間違いではないか？

32. 階段手すりについて、階段踊場にも設置義務はあるのか？

25. 必ずしも手すり棒を設けなければならないと規定していないが、手すり壁の場合を含めて手すりとして有効に機能する形状であることが必要である。

26. 形状にもよるが、一般に手すりとして有効に機能するのであれば、手すり壁を含めて 10cm まではないものとみなすことができる。

27. 階段における手すりの算定方法の合理化は、階段における手すりの設置の義務化に関連して設けられたものであり、廊下の幅員の算定とは関係はない。

28. 令第 27 条において昇降機機械室用階段等の特殊の用途に専用する階段については、手すりの設置義務規定は除外されているが、それ以外の階段については手すりを設置する必要がある。

29. 踏面の先端からの（鉛直）高さ（図中 B）で測定することが妥当であろう。

30. 高さ 50cm 以下のものというのは、手すりではなく階段昇降機のレールなどを想定しているものであるが、これはあくまで幅員の算定の特例となるものの範囲について規定しているものであり、足がかりとならないように工夫することは設計段階で考慮していただきたい点である。

31. ご指摘のとおり、令第 25 条第 4 項は、「高さ 1 m 以下の階段の部分」についてである。

32. 令第 25 条第 1 項は「階段及びその踊場」ではなく、踊場については手すりの設置義務はかかっていない。

<p>33．階段等における手すりの設置義務化について、らせん階段の場合はどのようなとらえ方をすればよいのか？</p>	<p>33．形状により設置方法は色々あると考えられるが、昇降のための手すりを設ける必要はある。</p>
<p>34．令第 25 条第 1 項及び第 2 項は、住宅のポーチ等の小規模の屋外階段や、アプローチ等で敷地内で建築物から離れて設ける階段についても対象となるのか？</p>	<p>34．庭のアプローチに設ける階段は対象ではない。また、建築物に設ける階段についても、高さ 1 m 以下の階段の部分については手すりや側壁の設置の規定は適用されない（令第 25 条第 4 項）。</p>
<p>35．階段中央にある手すりについても、10cm の緩和は適用されるのか？</p>	<p>35．10cm までであればないものとみなして扱える。ただし、通行に支障のない幅員が確保されるよう設計上考慮するべきであろう。</p>
<p>36．令第 23 条の階段の幅の算定において、両側に手すりがついた場合は、20cm を限度としてないものとみなしてよいのか？</p>	<p>36．片側につき、それぞれ 10cm までをないものとみなして扱える。</p>
<p>37．屋外階段についても手すりの設置は必要か？</p>	<p>37．屋外階段についても手すりの設置は必要である。この場合に、手すり棒を設けなければならないと規定していないが、手すり壁の場合を含めて手すりとして有効に機能する形状であることが必要である。</p>

第4章 建築設備関係の基準の見直し

質 問	回 答
1. 令第20条の2第1項第一号の口におけるNにおいて、特殊建築物の居室にあっては、3を超えるときは3と改正されたが、その理由はなぜか？ 過去の特殊建築物でNが3～10のなかで決定したものは既存不適格となってしまうと思われるが？	1. 改正前の令第20条の3第2項の規定をまとめたものであり、従前と同様である。
2. 告示1403号第3第四号において、フードの形状については今までのように排気フード型と同等とみなされる排気フードは使えるのか？(新訂換気設備技術基準・同解説 財団法人日本建築設備安全センターより)	2. 原則として、構造方法等の認定を受けた場合、使用できることとなる。
3. 台所換気扇が、同時給排気型の場合、給気口は不要か？	3. 給気を換気扇等の動力により行う場合は、その給気がされる開口が給気口となる。
4. 講習会テキストp401の場合、汚染物質の種類によっては室の下層に有害ガスが滞留することもあると思われる(CO ₂ やサリンは空気より比重が重い)。また給排気口の位置や室形状によっても換気効率はまったく違う。単純に換気設備の能力で換気回数を省エネルギーのために減少させるのは危険ではないか？	4. この規定は、通常の居室における汚染源の代表的なものであるCO ₂ の濃度を居住域において一定以下とすることを求めているものであり、居住域のCO ₂ 濃度が高くなるような換気方法では決定されない。また、特殊な汚染源への対応については、基準法で求める換気以前に別途の対応が通常必要であろう。
5. 昭45年建告第1832号(改正平12年建告第1391号)第3項が、「風道は、断熱材を用いて内部結露が発生しないようにする場合等衛生上支障がない場合を除き、吸湿しない材料で造ること。」と改正されたが、改正の趣旨は？	5. グラスウールダクト等の吸湿性の材料が使用されるようになったためである。
6. 同告示の「断熱材を用いて内部結露が発生しないようにする場合等衛生上支障がない場合」の具体的な処置方法は？	6. 内部に結露が発生しないよう適切な厚さを設定すること等を規定している。
7. 法第28条、令第20条の3において、火を使用する室に、電気コンロ(ハロゲン、IHヒーター等)は含まれるか？	7. 含まれない。
8. 昭45年建告第1826号第1について、給気口は悪影響を与えない限り、設けなくてよいのか？ 隙間を給気口ととらえるのか？	8. 給気口については設ける必要があり、その大きさについては、基準法上問わないという趣旨である。

<p>9 . 令第 115 条について、講習会テキスト p415 (4) 性能基準の考え方 による性能が確保できれば、金属製煙突を使用してもよいか？</p>	<p>9 .法第 68 条の 26 に基づく構造方法等の認定による認定を受ければ可能である。</p>
<p>10 . 旧法第 38 条認定取得済み暖炉の本体寸法が若干変更される場合、38 条認定商品として認められるか？ もし、認められなければどのような手順が必要となるのか？</p>	<p>10 .法 68 条の 26 に基づく構造方法等の認定の手続が必要となる。(講習会テキスト p611 以降を参照。)</p>
<p>11 . 不燃材料として法第 2 条第 9 項に定める認定を取得する製品が、令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の八に定める、1 時間耐火の防火区画を貫通する場合、認定取得時の耐火試験に関する条件や規定は、どの省令を適用するのか？</p>	<p>11 . 省令第 63 条第四号八である。</p>
<p>12 . 不燃材料として法第 2 条第 9 号に規定する認定を取得した製品で、令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号のイ、ロ、ハに定める防火区画貫通等の要件を満たす場合、令第 107 条に定める 2 時間耐火構造の床及び壁等を貫通できるか？</p>	<p>12 . 貫通できる。</p>
<p>13 . 平 12 年建告第 1412 号にいう「硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタルで造られた外管の二重構造としたもの」が、共同住宅等以外の特殊建築物たるホテル、旅館、寄宿舍、病院、診療所、身体障害者更正施設、養老院、児童福祉施設等の浴室及び居室等の用途で一体的な配管をする場合、不燃材料とみなされるのか？</p>	<p>13 . みなされない。</p>
<p>14 . 旧法第 38 条に基づき認定された「換気用耐火二層管」は、延焼のおそれのある外壁にはファイヤーダンパーを設け、ベントキャップの材質もステンレス製とすると規定されていたが、新たに制定された平 12 年建告第 1412 号第二号のイではこの制限規定は撤廃されたと考えてさしつかえないか？</p>	<p>14 .平 12 年建告第 1412 号第二号に規定されておりである。</p>
<p>15 . 平 12 年建告第 1412 号第二号のロにて「延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第 109 条に規定する防火設備又は令第 112 条第 16 項に規定する特定防火設備を設けたもの」とあるが、施工の一例として「外壁の開口部にベントキャップ付きファイヤーダンパーを設け、ファイヤーダンパーから室内側の配管部分を硬質塩化ビニル管 (VP 又は VU) で配管施工する。」ことは認められるか？ また、第二号のイにおいては管径等の制限規定があるが、第二号のロの場合は管径等の制限は無いのか？</p>	<p>15 .特定防火設備として防火覆いを用いることは可能であるがこの場合、開口面積は 100cm² 以内に限られるので自ずと管径も限定されることになる。</p>

<p>16. 延焼のおそれのある外壁に、令第109条に規定する防火設備又は令第112条第16項に規定する特定防火設備を設けた場合、防火上支障がない部分として認められ、当該防火設備から屋内側の風道部分は例えば硬質塩化ビニル管のような「可燃物による配管」でも法律上可能となるのか？</p>	<p>16. 令第129条の2の5第1項第六号の規定としては可能となる。ただし、その他区画貫通部等は注意を要する。</p>
<p>17. 防火区画・防火壁等を貫通する配管設備の性能が規定されているが、消防法の通知（「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」消防予第53号）・執務資料（消防予第166号）等との整合性は図られているのか？</p>	<p>17. 令第8条は単に防火対象物の適用の仕方を規定しているだけであり、特段の整理はしていない。</p>
<p>18. 講習会テキスト p423 平12年建告1422号で45分準耐火構造はどれに該当するのか？</p>	<p>18. 45分準耐火は1時間耐火又は2時間耐火のものが使用できる。</p>
<p>19. 旧法第38条に基づく防火区画の貫通方法の取扱いについて……とあるが、この部分の記述は告示等で何らかの形で明記されているのか？</p>	<p>19. 法附則第7条を参照されたい。</p>
<p>20. 給水管等の区画貫通（令第129条の2の5第1項第七号口）の給水管、排水管、通気管の外径については、保温材を使用した場合は保温材の厚さを含めてこの外径以下としなくてはならないのか？</p>	<p>20. 保温材を除いてこの外径以下であればよい。ただし、区画貫通部については、すき間を埋めるものは不燃材料であることが要求される。</p>
<p>21. 給水管等の区画貫通（令第129条の2の5第1項第七号口）の給水管、排水管、通気管で鉄管又は塩ビライニング管あるいは銅管を使用した場合でも、肉厚を5.5mm以上としなくてはならないのか？</p>	<p>21. 管が不燃材料である場合は専らイの規定の対象となる。</p>
<p>22. 昭50年建告第1597号第2第六号ホ「塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。」について、例えば、便所の洗浄水に排水再利用水を利用する場合、砂ろ過、活性炭ろ過、その他のろ過、オゾン処理のいずれか、又は複数の処理をしているが、さらに「消毒」は必要か？ また「その他これに類する措置」とはどのような措置か？</p>	<p>22. 管内での水の腐敗を防ぐため塩素消毒は必要である。現在のところ、塩素消毒以外想定していない。</p>
<p>23. 令第32条第1項第二号について、大腸菌群数が1cm³につき3000以下の性能についてその構造方法はどのようなものか？ また、その審査方法がわからない。</p>	<p>23. 例示仕様に示されている構造のもの、又は構造方法等の認定を受けたものであるか否かで判断することとなる。</p>

<p>24. 旧告示第 13 により大臣認定を行っていた屎尿浄化槽について、今後新法に基づいた大臣認定の取得が必要であり移行措置は別途整理予定。とあるが、今後の予定（期日、説明会）等詳細の問い合わせ先はどこか？</p>	<p>24. 今後整理ができ次第申請者に通知を行う予定である。</p>
<p>25. 基準法上「人荷 ELV」「荷物 ELV」「乗用 ELV」という定義付けはないのか？</p>	<p>25. 基準法上、乗用と人荷用は特段の区別はしておらず、荷物用は荷扱者又は運転者以外の者の利用を前提としないものであるため、一般乗客が利用するものは対象とならない。</p>
<p>26. 平 12 年建告 1414 号第 3 第一号「シリンダーその他のかごを支える部分」は間接式（シリンダー台、シリンダーシーブシャフト、ワイヤーエンドビーム（塔内）、ロープ端末支持材（かご側））、直接式（シリンダー台（ビーム））と「これらに直接支えられるかご」はかご枠すべてと考えてよいか？</p>	<p>26. $\gamma = 1.3$ とするのはロープでつらわれることなく動く部分を想定しており、直接式であれば全体、間接式であればシリンダー、プランジャー部分のみで、ロープからは対象外となる。</p>
<p>27. 昭 56 年建告第 1111 号によりエレベーターの扉自体に防火・遮煙性能があると認められていたが、「法第 38 条に基づく規定であるため、2 年間に限り有効であるが、エレベーターの扉は、今回性能規定化された防火設備の規定では当該性能を有しない」とされていた。さらに「エレベーター扉以外での区画、防火性能を有するスクリーンの設置等何らかの措置による性能の確保が必要となってくる」とのことだが、上記内容で昭 56 年建告第 1111 号において性能がないといっているのは、「遮煙性能のみ（防火性能は有する）」あるいは「遮煙性能と防火性能」の両方を指しているのか？</p>	<p>27. 少なくとも遮煙性能は有しておらず、防火性能についても新しい試験法により検証する必要がある。</p>
<p>28. 法第 38 条削除に伴う昭 56 年建告第 1111 号の廃止について、本告示に基づき、昇降路の戸を防火戸とし、防火区画等を行っている建築物については、既存不適格建築物となるのか？ 本告示に代わる新たな告示は交付されないか。また今後、改正法において昇降路の戸を防火設備又は特定防火設備として国土交通大臣の認定を受けることは可能か？</p>	<p>28. 既存不適格となる。また、現在通常使用されている昇降路の戸については必要な性能を有していないと考えられる。</p>
<p>29. 非常用エレベーターのかごについて、2 方向出入口のタイプは、今回の改正で「よい」となるのか？ 「よい」となった場合、同一階での通り抜けは「よい」となるのか？ また、この時のロビーの扱いはどうなるのか？</p>	<p>29. 2 方向でもかまわない。また、同一階の通り抜けは可能である。ただし、双方とも基準に適合した乗降ロビーを設ける必要がある。</p>

第5章 その他の基準の見直し

質 問	回 答
1. 法第37条で、コンクリートはJISのレディーミクストコンクリート以外は主要構造部で使用できないが、工事中の補修工事や災害時の補修、補強で使用していたタスコン等（プレミクスト材）は使えないのか？	1. JISに規定する品質を有するものであれば使用可である。
2. プレキャスト部材のジョイントの充填に使用するタスコン等は、主要構造部で使用できないのか？	2. 構造耐力上主要な部分とならないものは、規制対象外である。
3. 法第37条使用材料においてJISに適合しない場合、別表に基づく性能を確認することが明記されているが、ここに「降状比」の規定が鉄筋の場合にも示されている。しかし現行JIS G 3118 異形棒鋼では、降状比の規定がなく、SD490では降状強度の上限値が引張強度の下限値を上回ってしまう。鉄筋についても鉄骨のような降状比の制限が必要なのか？	3. 認定を受ける場合には必要となる。
4. 法第37条、平12年建告第1446号、コンクリートについて、JIS規格に適合とは、JISの表1の印のみの製品か？ 表1内で 印のないスランプ、強度・骨材径は不適合か？（数値範囲外の場合は不適合でも、数値範囲内の場合は適合か？ 例えば、呼び強度21～36において、呼び強度22.5、スランプ21 cmがあるのでスランプ19 cmは適合か。）	4. JIS製品に対応した種類を求めているのではなく、平12年建告第1446号に定めるJIS規格に適合していればよいので、貴見のとおり数値の範囲内であれば、当該項目については適合である。
5. 高性能A E減水剤を用いたコンクリートは不適合か？（JIS表示されない場合。）	5. JIS A 5308に規定する混和剤料の規定に適合するものは可である。
6. 実質的にレディーミクストコンクリートしか使えず、現場練りコンクリートは使用できないのか？ 生コンの無い離島・山奥では施工できなくなるが。	6. 現場練りコンクリートがJIS規格に適合するものは使用可である。
7. 講習会テキストにPCa部材は適合を求めないがあるが、PCa工場はJIS工場でないことが多い。柱・はり部材全て適合か？（高強度の場合も含めて。）	8. PCa部材については、当該部材に使用する生コンクリートが適合性の対象となる。
8. 木材（集成材）について、輸入集成材を使用する場合の適用条項（告示を含む）はどのようなになるのか？	8. 輸入、集成材、国産材を問わず、木造に関する規定の全てが適用となる。

<p>9. 平 12 年 建 告 第 1446 号 の 第 2 項 に つ い て、「前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、製 品 の 品 質 保 証 の 確 保 及 び 国 際 取 引 の 円 滑 化 に 資 す る と 認 め ら れ る 場 合」とあ る が、認 め る 場 合 と は 誰 が 認 め る の か？</p>	<p>9. 国 土 交 通 大 臣 が 認 定 を 行 う 際 に て 判 断 す る こ と と な る。</p>
<p>10. 平 12 年 建 告 第 1446 号 で は コ ン ク リ ー ト は、JIS 製 品 と な っ て い る が、JASS 5 に あ る 特 殊 な コ ン ク リ ー ト の 取 り 扱 い は ど う な る か？ ま た、JIS 製 品 の 規 定 外（例 え ば、$F_c = 25 \text{ N/mm}^2$ 等）を 使 用 す る 場 合 は、大 臣 認 定 が 必 要 か？</p>	<p>10. JIS 製 品 自 体 を 求 め て い る の で は な い の で、印 の つ い た も の 以 外 の 呼 び 強 度、ス ラ ン プ の も の で あ っ て も、JIS 規 格 で 定 め る 数 値 の 上 下 限 範 囲 内 で あ れ ば、当 該 項 目 に つ い て は 適 合 で あ る。</p>
<p>11. 平 12 年 建 告 第 1446 号（材 料）に つ い て、木 材 の 規 格 が 指 定 さ れ て い な い が、木 材 は JAS 規 格 品 以 外 で も 使 用 可 能 か？</p>	<p>11. 構 造 計 算 を 行 う 場 合 は 令 第 89、95 条 及 び 関 連 告 示 第 1799 号 に 規 定 す る も の で あ れ ば 使 用 可 能 で あ る。</p>
<p>12. 法 第 37 条（建 築 材 料 の 品 質）に 関 し て、JIS・JAS 規 格 を 満 足 し て い る 規 格 品 と 相 当 な 製 品（全 て の JIS・JAS の 規 格 値 を ク リ ア し て い る）も、大 臣 の 認 定 が 必 要 か？</p>	<p>12. JIS・JAS に 適 合 す る も の に つ い て は、認 定 不 要 で あ り、そ の 適 合 性 に つ い て は 主 事 判 断 と な る。</p>
<p>13. 法 第 37 条 に つ い て、例 え ば 平 12 年 建 告 第 1446 号 に 定 め る 第 1 第 一 号 の JIS 製 品 以 外 を 使 用 し、か つ 告 示 第 1794 号 に 定 め ら れ て い な い 基 準 強 度 を 用 い て 設 計 を 行 い た い 場 合 は、法 第 37 条 第 二 号 に 基 づ く 国 土 交 通 大 臣 の 認 定 の 手 続 き を 行 う こ と に よ り、可 能 で あ る と 考 え て よ い の か？</p>	<p>13. 基 準 強 度 が 定 め ら れ て い る も の に つ い て は、許 容 応 力 度 等 計 算、限 界 耐 力 計 算 の 構 造 計 算 を 行 う こ と が 可 能 で あ る。基 準 強 度 が 定 め ら れ て い な い も の に つ い て は 令 第 81 条 の 2 の 構 造 計 算 の み 可 能 と な る。</p>
<p>14. 令 第 144 条 の 3 第 六 号 で 建 築 設 備 全 般 で 指 定 建 築 材 料 は 平 12 年 建 告 第 1446 号 に 規 定 の も の を 使 用 す る こ と に な っ て い る。例 え ば エ レ ベ ー タ ー の 支 持 ば り は、外 国 規 格 の 鋼 材 は 大 臣 認 定 を 取 得 し な い と 使 用 で き な い の か？</p>	<p>14. 令 第 144 条 の 3 第 六 号 か つ こ 書 き 除 外 規 定 が あ り、エ レ ベ ー タ ー に 関 し て は 平 12 年 建 告 第 1444 号 第 3 の 規 定 に よ り、主 索 で か ご を つ る エ レ ベ ー タ ー の 主 索 以 外 は 対 象 と な っ て い な い。し た が っ て、支 持 ば り に つ い て は、特 に 材 料 の 品 質 に 関 し て の 指 定 は な い。</p>
<p>15. 平 12 年 建 告 第 1446 号 に、大 臣 が 指 定 す る 材 料 が 示 さ れ て い る が、そ の 中 で JIS 規 格 番 号 に 制 定 年 が 含 ま れ て い る が、JIS が 改 正 さ れ た 場 合、制 定 年 が 異 な る こ と に な る。そ の 対 象 物 と し て は 告 示 が 改 正 さ れ る の か？ そ れ と も 古 い JIS 規 格 を 適 用 す る の か？ 改 正 し た JIS も 認 め ら れ る の か？</p>	<p>15. 制 定 年 の JIS 規 格 を 適 用 す る こ と と な る。</p>
<p>16. アル ミ ニ ウ ム 合 金 の 法 第 37 条 へ の 位 置 付 け 及 び 令 第 80 条 の 2 に 基 づ く 告 示 制 定 に つ い て、（標 記 の 改 正 及 び 告 示 制 定 は、あ く ま で、改 正 予 定 で は あ る が）今 回 の 改 正 及 び 告 示 制 定（予 定）に よ り、アル ミ テ ラ ス（JIS A 6602 に 基 づ く も の）の 建 設 に つ い て、適 法 に な る と 考 え て よ い か？</p>	<p>16. そ の 予 定 で あ る。構 造 方 法 に つ い て は 告 示 を 参 照 の こ と。</p> <p>17. 法 第 20 条 第 二 号 イ 又 は ロ に 規 定 す る 建 築 物 で あ</p>

17. 平 12 年 建 告 第 1449 号 について、一 般 住 宅 で 2 階 建 て の 屋 根 に 設 置 す る 煙 突 も 告 示 に よ る 計 算 は 必 要 か ?

18. 工 作 物、例 え ば、煙 突 又 は 高 架 水 槽 に お い て、高 さ が 60m を 超 え る 場 合、ど の よ う な 設 計 手 法 を 用 い る 必 要 が あ る の か ? ま た、法 第 20 条 に 従 っ て、大 臣 認 定 の 手 法 で 行 う 必 要 が あ る の か ?

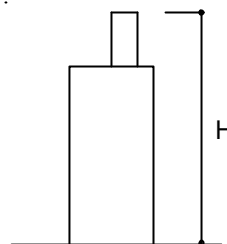
19. 令 第 139 条 第 3 項、平 12 年 建 告 第 1449 号 に お い て、煙 突 の 速 度 圧 を 出 す に あ た り、「建 築 物 の 屋 根 の 高 さ」は「煙 突 等 の 地 盤 面 か ら の 高 さ」に 読 み 替 え る と 言 っ て い る が、そ の も の の 高 さ で 速 度 圧 を 考 え る と 解 し て よ い か ?

20. 今 回 の 改 正 で、令 第 39 条 の 2 (屋 根 か ら 突 出 す る 水 槽 等) の 条 文 が 削 除 さ れ て い る が、そ の 経 緯 や 理 由 を 教 え て ほ し い。ま た、今 後 塔 屋 な ど の 屋 上 突 出 物 の 構 造 安 全 性 は ど の よ う に 確 認 す れ ば よ い の か 教 え て ほ し い。(以 前 は 昭 56 建 告 第 1101 号 に 従 い 計 算 し て い た。)

れ ば、令 第 129 条 の 2 の 4 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 構 造 計 算 が 必 要 と な る。

8. 60m を 超 え る 場 合 で あ っ て も、平 12 年 建 告 第 1449 号 で あ る。

19. 下 図 の H を 用 い て 速 度 圧 を 算 定 さ れ た い。



20. 建 築 設 備 の 構 造 強 度 に つ い て は、新 た に 令 第 129 条 の 2 の 4 で 整 理 し て い る。(平 12 年 建 告 第 1388 号、平 12 年 建 告 第 1389 号 を 参 照 の こ と。)

第6章 新たな認定制度の整備等手続きの見直し

質 問	回 答
1. 型式適合認定、型式部材等製造者認定を受けると、建築確認及び検査の際に審査が簡略化又は省略されるとのことだが、確認申請料、竣工検査料は低減されるのか？	1. 建築確認や中間検査、完了検査の手数料は特定行政庁ごとに、地方公共団体が条例で定めることとなっており、型式適合認定等に係わる建築物について手数料の減額を行うかどうかは条例で定められることとなる。
2. 法第68条の10(型式適合認定)では、「……建築物の部分で、政令で定める……。」となっているが、同法第68条の11(型式部材等製造者の認証)では、「建築物の部分又は建築物で、国土交通省令で定める……。」となっている。 型式適合認定では建築物の部分を対象としているが、製造者認証では建築物も対象としている。この違いを教えてほしい。	2. 製造者認証では、建築物の部分の集合体としての建築物も対象とすることを想定したものである。
3. プレハブ住宅で、型式適合認定、型式部材等製造者認証を取得した建築物において、地盤が軟弱で杭基礎を採用する場合、上家は型式適合認定用で性能は変わらないので、杭と地中ばりの構造計算と構造詳細図を建築確認申請図書に追加して申請する対応は可か？	3. 杭基礎も含めて型式の対象となる。認定に係わる杭基礎の構造が変更になる場合には、新たな型式として認定を取得する必要がある。
4. 型式適合認定について、在来木造住宅の場合でも認定できるのか？ 認定できるものであるならどのような条件が必要か？	4. 対象となる。一連の規定に適用するよう、型式としての材料、構造方法等係わる設計ルールを決め、認定申請を行う必要がある。
5. ユニットバスは型式適合認定の対象となるか？	5. 対象とならない。
6. 法第68条の10(型式適合認定)の内容について、屋根葺き材は型式適合認定の対象となるか？	6. 対象とならない。
7. 型式部材等製造者認証の場合、認証を受けるのは工場内の生産ラインごとか、工場として受けるのか？	7. 事業者ごとに認証を受けることとなる。工場の審査は原則として個々の工場について行われる。
8. 当社はISO9001及びISO14000を取得しているが、型式部材等製造者認定を受ける際、なんらかの利便性はあるか？	8. 審査が省略されるようなことはない。ただし、日常の品質管理や、記録の保管等がしっかり行われていれば審査はスムーズに行われるものと考えている。
9. 施行規則第10条の5の2第2項第一号「前項各号(第三号を除く)に掲げる図書」の具体的書式はあるか？	9. 特に定めはないので、それぞれの認定機関に問い合わせさせたい。

<p>10. 型式適合認定で認定された型式の有効期間は？</p> <p>11. 木質構造における「型式適合認定」は、旧来方式に類したプラン（認定）からスタートするのか？又はシステム（設計要領、計算方式など）認定みたいなものから申請することもできるか？</p> <p>12. 現在、弊社では、旧法第 38 条による大臣認定を取得したコンクリート製のプレキャストガレージの製造、据付施工をしている。大臣認定の取得時には、(財)日本建築センターの評定を受けた。このように既に評定を受けたものは、例示仕様により、型式適合認定を簡単に取得できないか？型式適合認定を取得するためには、評定を受け直さなければならぬか？また、型式適合認定を取得しない場合でも、例示仕様として、建築主事による建築確認を受けられるのか？</p> <p>13. 法第 68 条の 19 の型式部材等の表示について、パネル工法のプレハブ住宅の場合、この構造パネルの一枚ごとに表示することで検査が省略されることがあるのか？</p> <p>14. 法第 68 条の 23 で、外国の製造者が日本の認証を得るための製品性能計算書を作成できないとき、日本の設計者が、それに代わって行うことができるか？その場合、日本の設計者と外国の製造者との間に契約が必要か？</p> <p>15. 基準法では認められていない特殊な材料及び工法などについて、今後新たに法令上（告示など）で、一般に使用できるよう盛り込まれるケースは増えてくるのか？（耐火鋼、塗料、アルミ建材の構造材としての利用等。）</p> <p>16. 令第 81 条の「限界耐力計算」、法 2 条第 1 項第九の二号イ（2）の「防火区画検証法」、令第 129 条の 2 の「避難上の安全検証法」等について、建築主事の判断と大臣認定の方法があるが、この検証法等で確認する場合、大臣認定の方法（ルート）を指導することはできないか？</p>	<p>10. 有効期間の制限はない。型式が変わらない限り、認定は有効である。</p> <p>11. 型式として適切であればどちらでも可能である。</p> <p>12. 既に旧法第 38 条の認定を取得したものについては、今後、国土交通省により法第 68 条の 26 の国土交通大臣の認定が必要かどうかの通知が行われることとなる。認定が必要なものについては、通知の内容に従って所要の手続きを行う必要がある。それ以外のものは旧法第 38 条の認定が失効した後も建築基準法令に適合しうることとなるので、通常の建築確認で対応することとなる。なお、どちらの場合も型式適合認定の対象とはなりうると思われるが、手続きの特例などの措置は講じられない。</p> <p>13. プレハブ住宅のような建築物の場合、表示ではなく、建築士である工事監理者によって工事が設計図書のとおり実施されたことが確認されたもの（工事監理状況の報告の内容により建築主事等が判断する。）について、検査省略の特例が働くこととなる。</p> <p>14. 可能であり、契約の有無は問わない。ただし、トラブル防止のため、契約を行うことが望ましい。</p> <p>15. 一般化した材料や構造方法については逐次、例示仕様等に追加される予定である。</p> <p>16. どちらを選択するかは、設計者の判断である。</p>
---	---

<p>17. 法第 68 条の 26 (構造方法等の認定) について、認定を申請できる項目は、法第 1 章～第 3 章に係る全ての条文が対象なのか、講習会テキスト p612 に列記されている条文のみが対象なのか教えてほしい。</p>	<p>17. 現時点では、講習会テキスト p612 に掲載されている条文の認定が本条の対象となる。</p>
<p>18. 「構造方法等の認定」において、防災関連のみについて認定を取得し、構造上の安全の確認は立地対応的に個別に構造計算により処理する (建築主事等の判断) 方法を取ることはできるか?</p>	<p>18. 法令に適合する限り、可能である。</p>
<p>19. 構造方法等の認定制度について、現在、建築基準法に抵触するが、十分構造耐力があると思われる構法が多く開発されていると思われるが、認定を取得する方法はないか?</p>	<p>19. 具体的な構造方法が不明であり、限界耐力計算等で対応可能か、構造方法等の認定が必要であるかは、個別の計画毎に建築主事等に相談されたい。</p>
<p>20. 旧法第 38 条の特殊な建築材料又は構造方法の認定と、法第 68 条の 26 構造方法等の認定について、 (1)これまで法第 38 条認定では、個別認定と一般認定があったかと思うが、これらは今回の改正で、具体的にどう変わるのか? (2)また、これまで一般認定を取得している場合はどうなるのか? (3)講習会テキストには、具体的に 23 項目の認定が上げられているが、工作物 (擁壁) の認定は含まれないのか? (4)平 12 年建告第 1449 号にあるように、今後は擁壁については宅地造成等規制法の第 15 条認定に一本化される方向なのか?</p>	<p>20. 個別の建築計画ごとに性能の評価が変わる場合には、個別の計画ごとに認定が必要となる。防火材料、耐火構造等のようなものとして性能の認定を受けた場合は、個々の建築計画ごとの認定は不要である。 前述のとおり、工作物については、それぞれ令第 139 条から第 144 条の規定に適合するものとしなければならない。</p>
<p>21. 法第 68 条の 26 について、制震構法 (粘弾性ダンパーを鉄骨ラーメン構造に組み込んだ場合等) の住宅を建設する場合、法第 68 条の 26 に基づく、構造方法等の認定を得てから建築確認申請を行えばよいのか?</p>	<p>21. 限界耐力計算による安全性の確認ができない場合は、法第 68 条の 26 に基づく国土交通大臣の認定が必要である。</p>
<p>22. 性能規定に基く、国土交通大臣が認定する構造方法等に対する試験方法が抽象的にしか述べられていない。例えば、「飲料水の配管設備の構造」及び「不燃材料」の試験方法もその例である。具体的な試験設備、試験体、試験方法が統一して決められていないと、試験機関によって結果がバラバラなる。また、メーカーが新しいものを開発する場合も、具体的な試験方法が決められていないと、性能の開発目標の設定がしがたい。</p>	<p>22. 構造方法等の認定における具体的な性能評価の方法は、指定性能評価機関ごとに定められることとなっているが、結果にバラツキが生じないようにその方法については国土交通大臣が業務規程の内容の一部として適切であるか否かを審査し、認可することとなっている。具体的方法については、指定性能評価機関に問い合わせされたい。</p>

<p>23. 高さ60m以下の建築物で、特別な接合方法を使用するために大臣認定を受けようとする場合、時刻歴解析により安全性を確かめる必要があるか？</p> <p>建築規模によっては、限界耐力計算又は現行の構造計算により安全性を確認し、大臣認定を受けることは可能か？</p>	<p>23. 限界耐力計算等の方法により安全性を確かめ、建築主事等の確認を受けるもの以外のものは時刻歴解析を行い、構造方法等の認定を受ける必要がある。</p> <p>限界耐力計算等を行ったものについて認定を受ける必要はない。</p>
<p>24. 今回の改正で規定された「限界耐力法」の計算に関しては、コンピューターによる計算が事実上不可欠と考えられる。「保有耐力計算」については平成7年にいわゆる「省略図書」の指定対象として建築指導課の事務連絡が出されているが、限界耐力法については同様な措置がとられるのか？ また施行規則第1条の3の表三に示す「一般化検証法」、及び「柱の被覆」計算についてはどうか？</p>	<p>24. コンピューターを用いた構造計算により安全性を確かめた建築物としての図書省略を行う認定も構造方法等の認定となっている。限界耐力計算も対象となっている。なお、表三の方法については、表二の構造計算と一緒に含める場合には対象となりうるが、単独では図書省略を行っても効果が少ないことから、対象としてはいない。</p>
<p>25. ルートCで独自の検証方法の大臣認定を取得したとしたら、それは一般的なものとしてどんな現場にも適用できるのか。例えば耐火構造の場合、使用する材料を弊社製品に限定して指定機関で試験を行い熱抵抗係数や温度上昇係数を求め、ルートBと同じ方法で屋内保有耐火時間を求められるようにした場合、その耐火性能検証法そのものの大臣認定を取得することは可能なのか？</p> <p>取得できたとして、それは一般的なものとしてどんな現場にも適用できるのか？</p>	<p>25. 原則として、建築物ごとに耐火性能を有することについて、大臣認定を受ける必要がある。なお、この認定の規定も含め型式適合認定を受けることは可能である。</p>
<p>26. 旧法第38条では日本建築センターの評定があったが、ルートCの場合に指定性能評価機関で試験を行った後、どこで評定を受けるのか。それとも評定なしで直接、国土交通省に申請するのか？</p>	<p>26. 指定性能評価機関で性能評価(必要な試験を含む)を受けて、その後、国土交通大臣あてに認定の申請を行う必要がある。</p>
<p>27. 大規模ガラス温室(10,000㎡以上)の構造性能として、今回の改正を機に建築物として評価できないものか？ ただし、農業関連施設として防火上の緩和等を条件として。</p>	<p>27. ご指摘の温室は、従来から建築物として取り扱われている。</p>
<p>28. 旧法第38条の規定を依りどころとして成立していた、政令、告示等の効力が無くなった場合の経過措置の概要を示してほしい。</p>	<p>28. 今回の政令、告示の見直しにより、一般基準化等の措置が講じられている。</p>
<p>29. 各特定行政庁ごとの運用規準が出るまでの経過措置を示してほしい。</p>	<p>29. 今回の改正では、個々の特定行政庁ごとに運用がばらつかないように、極力基準の明確化が図られている。</p>

<p>30. 旧法第 38 条「特殊の材料又は構法」の改正建築基準法での取り扱いについて、施行令の第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までの規定に適合しない場合は限界耐力計算を行えばよいことになるが、例えば、鉄骨造の一部に極低降伏点鋼を使用する場合、基準強度が告示で定められていないため、従来は法第 38 条により対応していたが、改正建築基準法においてはどのような対応をすればよいか？</p>	<p>30. 極低降伏点鋼については、指定建築材料として法第 37 条第二号の大臣認定を受ける必要があり、この認定に併せて当該材料について材料強度の指定が行われることとなっている。</p> <p>この認定を受ければ、通常の鋼材を用いた建築物と同様のルートで対応可能となる。</p>
<p>31. 旧法第 38 条による構造認定の扱いについて、防・耐火構造については、ある程度見えてきたが、構造耐力関係の扱いについては、法文を読んでもよく解らない。どのような扱いになるのか、概要だけでも説明会を開いてほしい。</p>	<p>31. 「建築物の構造規定」等の解説書の見直しが行われており、近々これらの講習会が開催される予定である。</p>
<p>32. 甲種防火戸、乙種防火戸（木造防火戸含む）の認定の有効期限は、どのように法的に示されているのか？</p>	<p>32. 仕様の変更が無ければ、認定の特段の有効期限はない。</p>
<p>33. 加熱発泡型耐火塗料について。</p> <p>(1)改正後の耐火塗料の扱いはルート A、B、C のどれが適用されるか？</p> <p>(2)旧法第 38 条と改正後で、耐火塗料の性能試験の違いと耐火性能試験方法について教えてほしい。</p> <p>(3)海外塗料の規格は日本の建築基準を適用するのか、海外規格（メーカーの国）又は ISO 規格を適用するのか？</p>	<p>33. (1)耐火構造等としての構造方法の認定を受けるか（ルート A）、又は主要構造部の性能について国土交通大臣の認定を受ける（ルート C）となる。</p> <p>(2)耐火塗料を用いた柱、はり等として評価機関が定める試験方法により、性能を定めることとなる。</p> <p>(3)塗料の規格については特段の定めはない。</p>
<p>34. 施行規則第 1 条の 3 第 1 項の「国土交通大臣のあらかじめ安全であると認定した構造の建物」とは、具体的に法文のどの条文の建物なのか？</p>	<p>34. 構造耐力上安全であると認定した構造の建築物、又はその部分という意味である。すなわち、令第 3 章の規定の一部に適合することを認定することとなる。</p>
<p>35. 法第 6 条 4 項において申請書を受理した日から、一～三号は 21 日以内に、四号は 7 日以内にとあるが、四号建築物でも主事がない町では、町役場で受理したのちに建設事務所にて審査している。その場合の 7 日とは町役場が受理した日とするのか、それとも建設事務所が受理した日から 7 日とするのか？</p>	<p>35. 一般的に、町役場を経由することが義務付けられているとすれば、町役場で受理した日と解される。</p>

その他

質 問	回 答
<p>1. 以下の通達は、改正法施行後も効力があるか？</p> <p>(1)防災計画の指導 昭和 56.7.30 住指発 190 号 昭和 57.5.20 住防発 16 号</p> <p>(2)高層建築物（高さ 45m 超 60m 以下）の構造審査 昭和 56.5.1 住指発 96 号 昭和 57.11.29 住指発 258 号 平成 8.3.29 住指発 131 号</p>	<p>1. これらの通達は効力を失っている。建築確認とリンクしない形で条例に基づいて行政指導が行われる場合もあるので、都道府県、市町村等に問い合わせられたい。</p>
<p>2. 平 5 年建告第 1453 号、昭 44 年建告第 2999 号は廃止されないのか？</p>	<p>2. 平 5 年建告第 1453 号及び昭 44 年建告第 2999 号は廃止されている。</p>
<p>3. 法付則第 7 条について、今回改正による旧法第 38 条の規定による今後の措置が示されているが、旧法第 38 条による告示、通達についても同じと考えてよいか？</p>	<p>3. 旧法第 38 条による告示、通達についても施行後 2 年で効力を失うこととなる。</p>
<p>4. 法第 38 条廃止の主旨をお聞かせ願いたい。 （性能規定が導入された旨は理解している。）</p>	<p>4. 旧法第 38 条は仕様規定を前提として特例規定として定められたものであり、性能規定の導入に伴い、廃止されたものである。必要な認定は性能を明確にしたとした上で、個別条文ごとに置くこととされたものである。</p>
<p>5. 改正建築基準法（2 年目施行）では、基準法運用の体系の多くが告示に依存した形となったが、告示改正・追加等については官報の他、インターネット等で随時インフォームしてほしい。</p>	<p>5. 告示の制定、改正の際には、パブリックコメントを行うこととされており、インターネット等で公開されることとなっている。</p>
<p>6. 平成 13 年 1 月 6 日以後、建築基準法、政令等の中の「建設大臣」「建設省令」は「国土交通大臣」「国土交通省令」と読み替えるということによいのか？</p>	<p>6. 貴見のとおり。</p>
<p>7. パブリックコメントが平成 12 年 6 月 23 日に締切られた「免震構造」等の告示が、平成 12 年 8 月 10 日現在、出されていないと認識しているが、いつ頃出す予定か？</p>	<p>7. 平成 12 年 10 月 17 日に平 12 年建告第 2009 号で公布済みである。</p>
<p>8. 同上、「膜構造」等、今後、改正基準法に関連し、全てが告示としてそろうのはいつ頃になるのか？</p>	<p>8. 近々、告示される予定である。</p>

<p>9. 建築確認申請について、市役所で木造住宅の建築確認を申請したところ、住宅センターへ提出せよとの返答だったが、これは強制か、任意か？</p>	<p>9. どちらに申請するかは申請者の判断による。</p>
<p>10. 平成12年6月1日以前に確認申請を提出し、確認済証が交付された物件に関し、6月1日以降に変更申請を出す場合、その変更申請の内容は、2年目施行分の改正事項を盛り込まなければならないか？</p>	<p>10. 平成12年5月31日以前に着工した建築物について、設計変更を行った場合、施行規則第3条の2に掲げる軽微な変更該当しないときには、計画変更の確認申請を行わなければならない。この際には、改正後の法令全てが適用されることとなる。</p>
<p>11. 法令上の用語の定義について、昭45年建告第1827号(改正平12年建告第1549号)(遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁)における「気泡コンクリート」はALCを含み、平12年建告第1399号(耐火構造)第1第六号口「気泡コンクリート」はALCを含まないと解釈しているが、用語の定義を明確にしてほしい。</p>	<p>11. 一般に「気泡コンクリート」には「軽量気泡コンクリート」を含むと解する。</p>
<p>12. 確認の申請書に添付した認定書の材料を、同等の別の材料に変更する場合、確認申請書に添付した個別指導の認定書(耐火構造等)の材料から、同等の性能を有する別の個別指定の材料に変更する場合、変更届けでよいか？ 申請し直す必要があるか？</p>	<p>12. 変更確認の申請は不要である。</p>
<p>13. シックハウスに関わる建材及び塗装材などの室内環境汚染について、基準法では今後どのように対応していく考えか？</p>	<p>13. 今後、健康に重大な危害を及ぼすことが科学的に明らかになれば、規制の必要性として検討されることになる。</p>
<p>14. 今回の改正で国際化対応は完全になったのかどうか。例えば、改正政令含めて、全て英訳されるのか？ JIS規格から国際規格に変更になったものもあるのか？</p>	<p>14. 国際化については可能な限り、国際基準との整合が用いられている。英訳については未定である。</p>
<p>15. 基本的に大きく「例示仕様」「検証方法」「大臣認定」の3つのパターンに分けられると解しているが、「検証方法」も地方の主事で確認ができるのか？(実質的な意味で。)</p>	<p>15. 確認で対応することとなる。</p>
<p>16. いままで建設省の通達のようなものが、法的拘束力があるようになっていたが、これからは全て「法」に従えばよいのか？(実質的に。)</p>	<p>16. 貴見のとおりであるが、通達の内容のうち、法令の解釈を示すものは、法令の内容として従う必要がある。</p>
<p>17. 建築基準行政の地方分権化に伴い、これまで国から出されていた通達及び解釈をめぐる回答文書などは今後どのように扱われるのか？</p>	<p>17. 今後も解釈に必要な文章は出されることとなる。</p>

<p>18. S I 単位系について、現在我々は構造計算書等で S I 単位系にやっと慣れつつあるところである。しかし一般の人たち（我々からすると施主）は、よほどの人でないと S I 単位など解らない。設計図書を S I 単位で表示することは顧客サービスからするとマイナスにしかならない。エレベーターの積載荷重表示で kg 表示が許されているのだから、施主に提示する設計図書に関しては、N でも kg でもどちらでもよいようにしてほしい。</p>	<p>18. 計量法で禁止されている。</p>
<p>19. 平 12 年建告第 1403 号「換気」、建告第 1437 号「排煙」、建告第 1406 号「給排水」、建告第 1419 号「遊戯施設」、建告第 1465 号「尿尿浄化槽」などについての講習会、及び解説書の改訂は考えられているか？</p>	<p>19. 必要なものについては、今後逐次見直しが行われることとなる。</p>
<p>20. 「ぎょうせい 詳解 建築基準法（編集：日本建築センター 監修：建設省住宅局）」の中で、第 1 章 総則 5 主要構造部には、「本号における「構造上」とは、構造耐力、一般構造等構造工学的な観点を意味するものではない。したがって、居室と避難施設たる廊下等との区画、一棟の建築物内の異種用途の区画などを構成する間仕切り壁は、「構造上」重要な間仕切り壁に該当する。」とあるが、「居室と避難施設たる廊下等との区画」は、準耐火、耐火建築物全体をさすものではなく、令第 114 条第 2 項の学校・病院等における防火上主要な間仕切り壁をさしていると考えてよいか？</p>	<p>20. 令第 114 条 2 項に掲げられるものに限らず、防火、避難の観点から区画として必要な間仕切り壁を含むものである。</p>